

# 「中心」と憲政の妙用：大隈重信の中国憲 政論

何，鵬挙

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

71

(開始ページ / Start Page)

159

(終了ページ / End Page)

181

(発行年 / Year)

2013-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009965>

# 「中心」と憲政の妙用 —大隈重信の中国憲政論—

政治学研究科 政治学専攻

博士後期課程2年 何 鵬 拳

## はじめに

日本人は近代中国の変動の観察者であり、大隈重信はその中の一人である。彼は、中国に常に関心を持ち、注視し続けていた。かつて、自ら「我輩は清国に就て、殆ど三十年間、常に注意を怠らずして居るのである」<sup>1</sup>と称した通りである。

大隈の中国論は「支那保全論」と「東西文明調和論」という二本の柱からなっているとされている。<sup>2</sup> これまでの大隈の中国関連の論述あるいはその対中政策を扱う研究の多くも彼の「支那保全論」と「東西文明調和論」を中心に行われてきた。<sup>3</sup> 近年、近代中国の内政の変動に対する大隈の観察を分析する研究も一部に現れた。銭昕怡氏は辛亥革命後の雑誌『新日本』に寄稿した大隈の革命論と彼の文明論を比較し、日本の国益優先の中国革命論が彼の文明論の破綻を意味したことを指摘した。<sup>4</sup> 曾田三郎氏は清末の官制改革と日本人をテーマにした著作において、大隈の活動や彼が雑誌『太陽』に寄せたいくつかの論評を紹介した。そして、清朝が明治維新の経験を生かし、憲政を進めるべきだと大隈が繰り返し論述したことを明らかにした。<sup>5</sup>

しかし、大隈の辛亥革命論は、彼の中国の憲政に関する清末以来の一連の議論の延長上にある。大隈の清末の官制改革への評論も、彼が元来有していた憲政観及び中国認識と切り離せないはずである。それ故、大隈重信の近代中国の内政についての観察を理解するには、彼の日本観、中国観、憲政観を根本的に読み直し、その上で彼の清朝憲政改革への提案や辛亥革命後の評論とを分析しなければならない。

以下、本稿においては、大隈の日本、中国そして憲政についての認識を検討することによって、その中国憲政論を読み直し、同時に、近代中国における憲政問題をも考え直すことにする。

## 第一節 大隈における日本と中国

### 一 日本観

大隈重信は明治期の重要な政治家の一人であり、同時に私立大学の創立者でもある。そのため、彼の論述や発言にはその立場からするものが存在することが考えられる。例えば、彼の清朝憲政改革への提言には、日本の対中政策や権益確保を背景にしたものがあるのではないかと懸念がある。そして、大隈はしばしば日本をモデル・基準にして、清朝の改革を提言し、またその改革の行方を論じている。従って、大隈において、当時の日本がいかなる国であり、中国との関係はいかなるものだったのかを明らかにすることが、彼

1 大隈重信 「清国憲政創設の議」、『太陽』、第12巻・第13号、1906年10月、46頁。なお、この論文と内容がほぼ同じのものは『大家論叢 清国立憲問題』（以下、『清国立憲問題』と省略）、清韓問題研究会、1908年、113頁—149頁にも発表されている。引用の箇所は113頁。本論において、『清国立憲問題』に発表された他の論者の論説との比較を分析するため、以下この論文の引用はすべて『清国立憲問題』による。

2 安藤彦太郎 『未来にかけの橋——早稲田大学と中国』、成文堂、2002年、31頁。

3 例えば、細野浩二 「『支那保全』論と中国の「朝鮮」化——大隈重信の対外論とその一展開」、『史観』、第102号、早稲田大学史学会、1980年、峰島旭雄等 『大隈重信『東西文明の調和』を読む』、北村出版、1990年、神谷昌史 「『東西文明調和論』の三つの型——大隈重信・徳富蘇峰・浮田和民」、『大東法政論集』、第9号、2001年などが挙げられる。

4 銭昕怡 『近代日本知識分子的中国革命論』（原文は日本語）、中国人民大学出版社、2007年、14—29頁。

5 曾田三郎 『立憲国家中国への始動——明治憲政と近代中国』、思文閣出版、2009年、136—146頁。

の提言の立場や、日本の経験のモデルとしての有効性の理解を解明するには有意義である。

#### 「同種同文」にして「同門」

「同種同文」は大隈が日本と中国の関係を論じる際によく使う言葉である。1904年10月23日、早稲田大学の清韓協会で演説したとき、彼はこのように述べた。

…孔子さんの子孫の支那人が多少墮落したために孔子さんを悪く云ふのは実に勿体ない。それは兎に角として日本人は孔子さんの門人である、そうすると支那人とは同門だ、同種同文、而して御師匠さんまで同一であるから日本に依って支那を開発させるのは至当である。日本人は支那人と同種同文にして同門、…この国民が支那開発に最も適当だといふのは何人も異論のある可らざる事柄である。<sup>6</sup>

「同種同文」というのは人種論が盛んだった当時に現れた一つの言説である。それは、別に大隈の専有の議論ではなく、一時中国でも共有された考え方である。清末の「考察憲政大臣」の一人である達壽も、中日両国は「同文同種の因縁あり、唇齒輔車の関係」<sup>7</sup>にあると述べたことがある。

中国と日本は本当に「同種同文」であるかどうかは別として、大隈や彼の同時代人の一部は、「同種同文」であると認識し、少なくとも、公の場でそう主張していた。「同種同文」であるからこそ、清朝中国は日本に倣い、憲政改革を遂行できるはずだ、というのが「同種同文」論の背後に潜む論理である。達壽はそのことを明言もした。上に引用した段落の直後に、「唯一—貴邦は新政を取るに於て、弊国に比し一日の長あるに過ぎぬ」<sup>8</sup>とある。大隈においても、論理は同じである。ただ、大隈は「同種同文」の他、「同門」をも強調した。その「同門」にはいかなる意味が込められているのであろうか。「同門」とは、文字通り、「先輩」「後輩」の差があるかもしれないが、「先生」を一にした「学生」間の関係を指す。つまり、日本は確かに、かつて中国にさまざまなことを学んだ。しかし、それは中国を「師」としたのではない。中国は普遍的な孔子の教えを先に体得した「同門の先輩」であった。日本と中国の共通の「師」は孔子である。そうすると、孔子の教えを東アジア文明の代表とするならば、日本は単なるその文明の影響下に置かれた一つの国ではなく、その文明を体得し、更にそれを代表する資格をも有しうるので、というのが「同門」論の論理的帰結である。後述するように、正に「同種同文」に加え、「同門」であるという前提条件があるからこそ、日本は東西文明の調和を実現した国であり、東西文明調和のモデルとして中国を誘導し、開発する資格を持つと大隈は論じたのである。

#### 新勢力

中国と「同門」である日本は、20世紀の初頭においてどのような存在になったのか。

日本は如何なる勢力であるか、即ち新勢力である、新たに勃興した所の勢力である、世界の文明、世界の有ゆる科学を応用して、而して中古的専制的封建的の羈絆を脱却して遂に立憲の政治を行ひ、憲法を制定し宗教の自由を認めたと云ふ国柄である。<sup>9</sup>

日本は新勢力である。孔子の門人であるだけでなく、西洋の文明、とりわけ立憲政治を実施した国である。現にその新勢力の勢いはかの日露戦争によって証明されているのではないか。大隈は1906年10月以降に在日の清国留学生が組織した政法学会に5回にわたって出席して清国の憲政準備について講演した。その中で、日露戦争に関してこう述べた。

然るに今日は国家の構造が皆国民的に改造されて、政府は国民の政府となった、国君は皆国民の意に従って働く様になった。之れに付てあなた方（清朝留学生、筆者注）に分る著しき例は日露の戦争である、日露の戦争は日本国民は皆露西亜を敵とした。…国民全体が一つになって戦った、即ち日本にあっては日本国家の安危存亡に關すると云ふ国民の戦である。…（ロシアは）其帝室と貴族と少数の軍隊だけが日本征伐して…賞を得やうと云ふ目的で、換言すれば軍人の欲望と大公連や貴族の欲望に依った戦ひを開いたのである。…そうすると日本は五千万の力を以て露西亜の何十何百万と云ふ少数の敵と戦った訳である。<sup>10</sup>

6 大隈重信「東亜の平和を論ず」（1904年）、『大隈伯演説集』（以下、『演説集』と省略）、早稲田大学出版部、1907年、112頁。なお、「…」は筆者省略、以下同。

7 前掲、『清国立憲問題』、3頁。

8 同前、3—4頁。

9 「東亜の平和を論ず」、『演説集』、103頁。

10 「日本政党史論」（1906年）、『演説集』、307—308頁。

つまり、立憲政治を行い、国民国家を築き上げた日本は、古い体制を維持したまま専制政治の代表であるロシアに勝ったのである。それは文明の優劣と戦争の勝敗を結び付けるという当時の典型的な戦争理解である。<sup>11</sup>ただ、文明の先進・後進以上に、大隈が重視したのは立憲政治の実施によって国家が国民的に改造されたということである。それこそが「新勢力」を裏付けた根源だと彼は見ていた。

### 責任、権利と後見人

さて、維新を経て、新勢力となりつつあった日本は、清朝中国とどのような関係にあるのか。

支那を導くと云ふことが日本の責任である。…支那人を文明に導くと云ふ責任は、隣国たる且つ人種が近くて（ママ）文字が同じで感情も同じである所の日本が支那を導くのに最も適当して居るのである。<sup>12</sup>

…支那を開発するのに先づ政治の改良から先に為ねばならぬ、それを誘導するのが、日本の天職である、…又或意味から云へば支那を誘導するは日本が支那に対する報恩である、斯かる時期の到達したるに拘らず侵略的の議論を唱導して支那人をして嫉妬猜疑を起さしむるは最も不都合である。<sup>13</sup>

新勢力としての日本にとって、中国の改革を助けるのは「責任」であり、「天職」である。それは「同種同文」の親近感によるものであると同時に、「同門」への報恩でもあるという。だが、凡そ責任の存在するところに、一定の権利もまた伴うのは常識であろう。大隈もそのように考えていた。

…日本が絶東に於ける平和の保障者となる大責任を持つ以上は、凡ての平和維持の為に相当の権利を行ふと云ふことが即ち其責任から起って来たのである。…支那の皇帝は善政を行ひて支那の秩序を確立し同時に国の文明を進めて制度文物を世界の文明と同化せしめ列国との生存競争場裡に立ちて適者として生存するを得るに至る迄の間は日本は絶東に於ける平和の保護者たる責任として支那に対し後見人たる地位に立つ必要がある。<sup>14</sup>

こうして、日本は単なる「同種同文」の「同門」ではなくなり、中国の後見人になった。しかも、大隈によれば、その後見人の地位は中国が西洋列国と生存競争して適者となるまでの間、持続するのである。それはどれほどの時間であろうか。実際、「後見人」という言葉の使用自体、すでに中国を未成年扱いにすることを意味する。その背後にあるのは、保護者としての日本の権益の拡大と確保にほかならなかった。

…凡そ国の亡ぶるのは外部の圧力で亡ぶるのでなく、自ら亡ぶるのである、日本が友誼的でやるのに、支那が不義な事をやれば、人が亡ぼすのでなく、日本が来って天に代って支那を亡ぼす…日本の厚意に対し、反対に斯る野心を行ふといふ如きことになれば、日本は只は置かぬ、直に懲罰を行ふと云ふ此威厳が必要である。…然らば支那をして此威厳に心服せしむるのは、是は決して悪意を以て支那を苦しむるにあらずして、猶嚴父が其子女に対するが如く善意を以て、朝夕も凶られぬと云ふ支那の人心を安んずるのである。<sup>15</sup> 強調されたのは、中国の服従である。中国という国家の独立性、主体性への尊重はそこには見当たらない。後見人からの発信だから、時には保護対象のために厳しく言うのだと解釈されるかもしれないが、未成年のためにその未成年を殺すという後見人がいるだろうか。こうした大隈の発言から、後に彼の内閣で、「滅亡中国的二十一条」（中国を亡ぼすための二十一条）と中国人に受け止められたような「対華二十一条」が決定されたのも何も不思議なことでないことが伺えよう。ただ、一方で中国と日本は疑いなく隣国であり、清朝中国で発生した混乱が日本に及ぶかもしれないという不安もまた、確かであった。清朝が何とかしてくれ、日本に迷惑をかけないでくれ、というのも、一面で大隈の本音であったかもしれない。

支那の衰運は東洋の災である、東洋の平和を害するものである、即ち隣国たる故を以て先づ一番に其災ひを蒙むるは日本である。…日露戦争後財政は困難、国は疲れて居るのである、どうしても五年乃至十年は国力を養わなければならぬ、然るに一朝支那が乱るれば余儀なく兵を出す、実に迷惑至極である、茲に於

11 日清戦争についても似通った議論が存在している。例えば、福沢諭吉は「日清の戦争は文野の戦争なり」という論説を『時事新報』に寄せたことがある。『時事新報』、1894年7月29日。その中で、戦争の「根源を尋ねれば文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦にして、決して両国間の争に非ず」と論じている。

12 「支那保全論」（1898年10月19日、内閣総理大臣として東邦協会に出席して行った演説）、『演説集』、33—34頁。

13 「東亜の平和を論ず」、『演説集』、113頁。

14 同前、121—122頁。

15 「再び東亜の平和を論ず」（1905年）、『演説集』、133頁—134頁。

て日本は何処までも支那の平和、支那の文明、支那自から其国を治めると云ふことを望むのである。<sup>16</sup>

隣国として、日本は中国の平和、文明を望む。その理由は、日本が財政困難に直面しているのだというやはり自己中心的なものである。当時この演説を聞いた清国からの留学生の反応は今はずでに探知できない。しかし、そういうきれいごとでない言葉は、逆により本音に近いものと受け止められたのではないか。

以上、大隈の日本観及び日中関係観について検討してきた。彼が積極的に中国を観察し、その政治変動について意見を述べ、提案し、様々に議論する背後には、日本の権益拡大・確保という狙いが明確に見て取れる。しかし、その狙いが直ちに大隈の中国の憲政改革に関する論述の内容までを左右すると判断を下すのは早計であろう。そうした判断を下すには、彼の中国認識やその中国憲政論の内容を実際に詳しく考察しなければならない。

## 二 中国観

近代中国と西洋との対比の中で、中国という国の性質そのものが議論の焦点となった。「老大国」の清朝中国は国民国家なのか、中国は国家形成能力を有しているのかといった疑問である。近代日本人もそうした問題提起をした。松本三之介氏は、日清戦争以前の中国蔑視論が新しい時代の潮流や文明を理解しようとしないう中国の「頑固固陋」を問題としたのに対して、戦争後は中国の国家形成能力の欠如を問題にするという蔑視論の内実の転換を指摘した。<sup>17</sup> その例として、陸羯南、尾崎行雄、山路愛山、内田良平などの中国論に見られた中国における国家組織能力の欠如、愛国心の低さ、国の形をなしていないといった指摘を挙げている。<sup>18</sup> さて、大隈の場合はどうか。彼はそうした議論には完全に同意していなかったようである。

### ネーション・老小国・会社

…或る人は支那を「ネーション」とは言へぬと云ふ人があるが、数千年の歴史を持って居る所のものが「ネーション」で無いと云ふ理屈があるもので無い。…支那は開闢以来、同一の文字、同一の教育、即ち孔子の生れた国で忠孝仁義と云ふ此一つの精神を事実用うる豪傑が起ったならば、直ちに恐るべき国民を組立てることが出来る。…<sup>19</sup>

ネーションという言葉自体が国民、国家、民族など多重の意味を持つ。文脈から見れば、ここでは国家により近いと考えられる。中国という国家の存在をその数千年の長い歴史という事実求めている。一方、その国家の維持に関して、それを組織する人々、その国民に期待を寄せている。その期待を裏付けるものが二つある。第一に、孔子の教え、即ち儒教である。それは愛国心と忠義心といった精神の源とされた。第二に、「豪傑」の出現である。それは国民を実際に組み立てる力のもとであるという。ここで、大隈の中国論にある二つの特徴がすでに現れている。つまり、儒教への複雑な思いと英雄（自ら立ち上がって指導的役割を果たす人物）の重視ということである。後述するように、彼は儒教の影響を明確に認識している一方、中国の改革にあたって儒教をどう処理するかについて悩んでいた。そして、改革の成功の鍵を中心的な役割を担う人物に期待していたのである。

では、清朝という国の現状を、大隈はどのように見ていたのか。

…先づ私の考へるには、支那を老大帝国と云ふ言葉は間違つて居る、老大国ではない老小国である。…形体、精神共に老人である。…そこで支那の今日の有様はどう云ふ時期であるか、…最早今日は衰勢も過去って、亡勢になって居る、所謂衰亡の時代に居るのである、そこで一日の安を偷む為にはどうかと云ふと、自分の一生は安全にしたい。或は支那は大国である、少々の地を割いても、社稷を全うしたい。一日社稷の安を保たば、一日だけ国家に忠なるものである、斯う云ふ観念が支那一般に充満して居る有様である。<sup>20</sup>

こうした厳しい言葉は一種の「中国亡国論」とも読み取れるが、その中には当時の清朝政府の「一日の安を偷む」という一面を如実に表しているのではないか。だから、この「老小国」の言葉を大隈は清朝留学生の前

16 「清国留学生の覚悟」(1906年)、『演説集』、508頁。

17 松本三之介『近代日本の中国認識——徳川期儒学から東亜協同体論まで』、以文社、2011年、126頁。

18 同前、124頁—136頁を参照。

19 「支那保全論」、『演説集』、32頁—33頁。

20 「再び東亜の平和を論ず」、『演説集』、127頁—128頁。

にも使い、彼らに警告を發し、国家組織の改造を促したのである。<sup>21</sup>では、その中国の国家組織の特徴はどこにあり、どのように改造すればよいのか。大隈は、先ず「会社」という喩えを用いた。

…支那には国家と云ふ觀念は古来少ないが、特に中古より後世に至って、益々此觀念を消滅して来た。殊に科擧の制が一層此国家と云ふ觀念を無くして来た。…政府はどう云ふ性質になって来たかと云ふと、一の会社組織だ、是が一つの「コーポレーション」……<sup>22</sup>何万人か、何十万人か集って、それだけで成り立つものである。其会社の目的物に四億万人と云ふ人間を使ったのだ。…試験に及第する所の小株主……それから段々働いて、次第々々に大株主になって、…所謂支那の利害は此仲間の利害であって、民族の利害は第二である。…支那の哲学——政府は哲学の主義よりして、何時の間にか会社になって仕舞った。国民の政府ではなく、会社の政府と云ふものになって仕舞って、唯多数の民族が会社に使われて居るのである。<sup>23</sup>

「会社」という比喩を使って国家組織を分析するのは、もちろん大隈の特許ではない。嘗て福沢論吉も「会社」を利用して国家を説明したことがある。<sup>24</sup>福沢は、国民と国家の關係は、会社を結ぶ人と会社の關係と同様に、「主客」の身分を同時に有すると論じた。その重点は国家が国民によって組織されるところにある。それとは対照的に、大隈の論では、「会社」は主に支配層を指している。その社中には絶対多数の国民は入っていない。こうした国家組織の構造の大きな問題点は政府と国民の隔絶にあると、彼は見ていた。しかも、その構造を支える根本的な要因を科擧という人材登用の制度に求めた。歴史的に見れば、科擧は中国で発明された世界で類を見ない比較的開放的な「国家公務員筆記試験」だといえる。だが、清末では科擧廃止論は非常に強かった。朝廷も1905年に科擧廃止の詔書を下した。その原因の一つは科擧の内容にある。野村浩一氏が論じたように、成年男性に対して「原則として開かれていた科擧制度が農民の上層部をもかなりの程度において包摂し、そしてまた公定の儒教哲学、儒教道徳が広く民衆を蔽っていたとしても、この「皇帝—官僚」の政治文化自体はその本質において基本的には農民大衆とは無縁であった<sup>25</sup>ということである。大隈は正に、科擧によって出来上がった政府と大多数の国民との隔絶という構造の問題を指摘した。そこで、大隈の指摘をより深く理解するためには、彼の科擧觀をもう少し詳しく見る必要があるであろう。

#### 科擧・法律思想・立憲

唐宋以降一連慣用に係る、支那の官吏登用法は、取りも直さず、政治組織の根本と為って居た、人材を野に得んことを欲せば、是非とも科擧に依らねばならぬ、…一言以て之を蔽へば、支那人は官吏たらんが為に、学問に出精するのであった、即ち官吏たらんが為に、教育を受くるのであった、試験に及第し、段々年を歴ると共に…高官顯職を得ると云ふ順序で、是が政治組織の根本主義であった、…<sup>26</sup>

大隈が觀察したとおり、科擧は唯の試験ではなく、中国における千年に及ぶ官僚の登用システムであり、政治組織の根本を支える制度であった。官僚になるために、いわゆる「読書人」たちは儒学の学習に没頭した。彼らが科擧に参加し、及第することによって、自らもあの巨大な「会社」の一「株主」になった。そうした過程の中で、儒学は王朝の体制イデオロギーとしての役割を一層強めた。しかも、王朝交替の際に、「一君万民体制」を中心とした政治・社会構造を再生するにも役立った。<sup>27</sup>これが中国の長期にわたる皇帝支配の鍵の一つであった。しかし、体制を支えるのは悪いことなのか、貧しい農民の息子が科擧を通じて、「大官」になることのどこがいけないのか。科擧にいかなる問題があるのか。大隈は清国留学生の前に、こう簡単に答えた。

…殊に唐宋以来官吏を試験で採ると云ふことになってから次第に聖人の言葉を実際に行うと云ふよりも文飾的に用ゆるようになった、夫れから明以来科擧八股制を行って、一層人間の精力、総ての精力を文章者に集注するようになった、…天子の徳、君子の徳、小人の徳、総て其人類の大本…其ものを実際に行う

21 「或人は支那を老大帝国と言ったが私は之れを老大国と言はぬで、老小国と言ひたい」、「日本政党史論」、『演説集』、306頁。

22 「……」は原文のまま、以下同。

23 「清国革新論」(1905年)、『演説集』、138頁—141頁。

24 福沢論吉「七編 国民の職分を論ず」、『学問のすゝめ』、岩波文庫、2008年改版、73頁—74頁を参照。

25 野村浩一『近代中国の政治文化——民権・立憲・皇権』、岩波書店、2007年、16頁。

26 前掲『清国立憲問題』、119頁—120頁。

27 金観濤・劉青峰『中国現代思想的起源——超穩定結構与中国政治文化的演变』、法律出版社、2011年版、6頁—21頁を参照。

と云ふよりは、其言葉を借って文学的に綺麗な文章を作ると云ふ方に力を尽すようになったのである、…<sup>28</sup>

問題は実際に行うというより文飾的に利用することになったということである。そうすると、「実行」の精神が足りなくなる。だから、「之（中国、筆者注）を救うの道は実行の二字である」と見ていた大隈が留学生に強調したのは、「実行的」な「新学」であった。<sup>29</sup> 一方、科挙によって、文飾的になったことはもう一つの局面を招いた。それは、「尚文・卑武」である。

…文章はえらいけれども、武力がない、腕力がない。…凡そ文を尚び、武を卑めるといふが、是が即ち支那人の根本的の迷想である、<sup>30</sup>

「尚文・卑武」は実際の腕力、つまり国家の軍事力の低下をもたらしたのである。では、中国の歴史上、「尚文・卑武」とは逆の側面はなかったのか。無論、あった。例えば、秦の始皇帝である。大隈は始皇帝を高く評価した。

…始皇は実に斯う云ふ偉業をなした人である。逆も徳を以て治めることが出来ぬと見切ったから、法を以て国を治めた。即ち今日世界の進歩した所の政治上の観察……どうしても法律の世界で、法を以て国民を治める、普通に法治国など云ふことになって居る。<sup>31</sup>

始皇帝の法治と近代の法の支配は異なる。しかし、大隈によれば、偉業を残し、その余沢が「日本にまで及ん」<sup>32</sup> だ始皇帝の政治は、文を尊ぶ「徳治」ではなく、「法治」だった。そして、中国の二千余年の皇帝支配の歴史の中では、「徳治」が大きな割合を占めていた。そのような歴史から、大隈はもう一つの思想の面とも直接につながった問題点を見出した。それは、「法律の思想」の欠如である。

…法理上から法律其物を観察すれば、清国の法理は余程進歩したものである。もう三千年以前に、法理は非常に発達して居ったのである。…昔し余程進んで居って、段々衰て来たのは何故であるかと云ふと、…秦始皇帝を悪虐無道の暴君と云ふ考から、法を以て国に臨むと云ふことは、儒者は之を刑名の学と唱へて、非常に卑めたものである。そこで此法律の思想が進歩しなかった。…是から国を治めやうとすれば法律を学ばなくては出来ない。総て今日は法律の世界となって居る。…どうしても之でなければ、最早国際的競争——生存競争に、国家として世界に立つことは出来ぬのである。<sup>33</sup>

「法理」はよほど進歩したが、「法治」は存在しなかった。そのため、法律の思想が遅れて欠如したのである。その弊害は対外的には国際的な生存競争に適応できないということである。では、対内的にはどうであろうか。法律思想の欠如は憲政の実施に影響を及ぼすと大隈は考えていた。

畢竟国民一般に、法律思想の幼稚にして、権利観念の発達せざる結果である、国民は法律思想が欠乏し、権利観念発達して居らねば、一たび與へれたる（ママ）憲政の恩恵も再び奪はるゝに至る…之を見れば、支那に憲政を施かうとするには、必ずや十年二十年の準備時期を要することは、自ら明らかなるの理である。<sup>34</sup>

法律思想の欠如は憲政の実施に悪影響を与えかねず、その準備期間に十年ないし二十年が必要である。大隈は二十世紀の初頭でそう見ていた。その理由として彼は二点を挙げる。

（第一） 国家に対する義務観念が軽減せられて居る

（第二） 如何に美しき法典が有っても、充分に効用を発揮して居らぬ<sup>35</sup>

要するに、法律思想の欠如によって、権利観念や義務観念が薄く、国家を支える国民としての自覚意識が起こらない。さらに、法律を作っても実行されず、その効果が期待できない。いずれも憲政の実施に望ましいことではない。このように見れば、思想を根本的に変えない限り、中国で憲政を実施するのはほとんど不可能ではないかという疑問が出てくる。しかし、大隈はまったくの悲観論者でもなかった。彼は一方で中国の思想に

28 「清国留学生の覚悟」、『演説集』、500 頁—501 頁。

29 同前、503 頁。

30 「清国革新論」、『演説集』、146 頁。

31 同前。

32 同前、147 頁。

33 「日本政党史論」、『演説集』、274 頁—275 頁。

34 前掲『清国立憲問題』、123 頁。

35 同前、124 頁。

憲政実施の土台をも見出した。

由来清国は日本よりも更に憲政に親しみ易きの歴史を有す、日本は万世一系の天皇を戴き、皇位は源を天祖の遺命に発し、民望と相関すること鮮なし、故に、憲法を以て君権を規矩すること甚だ容易ならざりき、之に反し清国は天の命に依り民を養ふを以て君主の天職とし、天有徳の人に位を授くるも其の子孫に至り徳薄ければ天其の命を革めて他に有徳の人を立つる理論は堯舜の世より今に至るまで変わるることなし…而して憲法は国民の發達を計るを以て主一の目的と為し、君主之に依り国会を設けて以て民意を察し其の議決する所を裁可して以て法律と為す事、頗る聖人の道に合へり、故に清国の国体を以て立憲政体に移るは寧ろ甚だ便宜なるものなり…<sup>36</sup>

立憲政治は中国古来の聖人が提唱してきた政治の道に合う。しかも、革命の論理がもともと許されるので、日本に比べると逆に憲政に親しみやすい。そう大隈は見ていた。

彼と同じ考えを持つ政治家もいた。犬養毅はその一人である。しかも、犬養は「天子の位なるものは、天に代った一の職分である、国民先づ在って、而して後に天子が有るのである」とこの考えを一層明確に示し、「…然れば支那に憲政を施くのは、敢て新に之を施くに非ずして、単に古に復るまでの事」<sup>37</sup>だと強調した。

しかし、大隈は、犬養毅のように中国の思想が憲政に通じるところがあることを認めても、現実には多くの困難が横たわっていると意識していた。例えば、前に引用した『外交時報』の論説の箇所のすぐ後に、「現在の地方分権を一変せざる可からざる」と指摘した。中国で立憲政治を実施するには、先ず地方分権を改め、中央集権体制を構築しなければならないというのが大隈の持論であった。<sup>38</sup>

また、分権と集権の他に、彼は中国の歴史上にもう一つの大きな政治の課題に注目した。それはいわゆる「賢相」問題である。

それから支那の行政の根本は、君主を中心に置いて、而して君主は宰相を挙げて政を行ふと云ふのであるが、…そこで支那に於て従来一番心を用ひた所のものは、賢相を得ると云ふ事である、賢明な宰相を得れば国は治まる、若し宰相を選ぶことを誤れば国は衰へる、…<sup>39</sup>

君主は政治の中心であり、宰相は政治の質を左右する要である。では、立憲政治はこの「中心」をどのように扱うのか、どのように扱えばよいのか、賢明な宰相を挙げることができるのか、政治の質を高められるのか。大隈は中国に憲政を勧める時、こうした問いに答えなければならなかった。なによりもこうした問いは大隈の中国認識に根ざしたものだからである。そして、彼の答えは彼自身の憲政観とも関連し、その憲政観がその答えの内容に影響を及ぼすと考えられる。そこで、大隈の答えを検証する前に、彼の憲政観をもうすこし見てみよう。

## 第二節 大隈奏議書に見られる憲政観

1881年3月、大隈重信は憲法に関する意見書、いわゆる大隈奏議書を左大臣有栖川宮熾仁親王に提出した。明治十四年の政変の始まりである。この事件に関しては、すでに政治史の諸研究によって明らかにされており、例えば、この奏議書自体は当時太政官権大書記官兼検査官の矢野文雄によって起草されたという。<sup>40</sup> 本節では、政治過程についての詳細な検証には立ち入らず、主に大隈が支持し積極的に主張したこの建議自体に見られる憲政観を中心に検討を進めていきたい。ここで見られる大隈の憲政観が明らかになってはじめて、後に

36 大隈重信述・有賀長雄記「清国憲政準備先決問題」、『外交時報』、第127号、1908年6月、57頁。

37 前掲『清国立憲問題』、288頁—290頁を参照。

38 一方、大隈は必ずしも集権がすべて良いという単純な考えを持っているわけでもない。封建と郡県について、封建は「競争」が存在するゆえに優れていると主張したこともある。「清国留学生の覚悟」、『演説集』、502頁を参照。大隈の「封建」・「郡県」論について、曾田三郎「清末の立憲改革と大隈重信の「封建」論——他国の政治改革をめぐる自国史認識——」張翔・園田英弘編『「封建」・「郡県」再考——東アジア社会体制論の深層』、思文閣出版、2006年所収、372頁—402頁を参照。

39 「清国の行政改革に就て」（1907年）、『演説集』、157頁—158頁。

40 明治十四年の政変の経緯と大隈奏議書について、稲田正次『明治憲法成立史・上巻』、有斐閣、1960年、452頁—534頁、鳥海靖『日本近代史講義——明治立憲制の形成とその理念』、東京大学出版会、1988年、116頁—141頁などを参照。

彼が提案した中国の憲政改革がどのような論理に基づくのかということがようやく見えてくるのである。

### 人心・輿望・聖主

大隈が奏議書の最初に重視したのは「人心」である。

人心大ニ進テ而テ法制太ダ後ル、トキハ、其弊ヤ法制ヲ暴壊ス。人心猶ホ後レテ而テ法制太ダ進ムトキハ、法制国ヲ益セズ。……法制ヲ改進シテ以テ人心ニ称フハ則チ治国ノ良図ナリ。<sup>41</sup>

人心は大切であり、ときに法制を破壊しかねず、人心に合わない法制はまた国益を損する。人心或は民心を見極める、人心（民心）を掌握するというのは儒学の政道における古典的なテーマの一つである。孟子は、かつてこう述べた。「天下を得るに道あり。その民を得れば、斯ち天下を得べし。その民を得るに道あり。その心を得れば、斯ち民を得べし。その心を得るに道あり。欲する所は之を与え之を聚め、悪む所は施す勿からんのみ。」<sup>42</sup>。人心（民心）は一時的な世論調査とは異なり、中長期的なものであり、国家の根本、天下を得るか否かを左右する世の中の大勢ということができよう。大隈もまた、そのように認識していた。彼はロシアにおける政党の運動についてこう述べた。

…即ち勢に従って勢を制したと云ふことになるのである、そこで私は柳宗元の言を藉りて「政党は勢也」と言ふ。此勢を制して行けば、政党と云ふものは国家に大なる利益を與へるのである。之を（ママ）勢に逆はうとすると反抗が起って来て、所謂洪水氾濫となる。露西亜の現状は諸君に好い教訓を與へつゝあるであろう。…自由を與へる時が晩かったのである、勢ひ窮してやったから、最早此革命の機運は、制することが出来ないかも知れぬと云ふ、殆ど秩序潰乱の運命に陥ったのである。<sup>43</sup>

政党は勢いであり、それを制することが重要である。これは政治家として、しかも政党政治家としての彼の経験談であろう。勢いに敏感に反応するのはいわば政治家の本能かもしれないが、現実には勢いに遅鈍に対応する場合がより多いのかもしれない。だから、彼は中国についても同じ警鐘を鳴らしたのである。

そこで専制時代でも君主は民の心を得ると云ふことを計る。民の心を得んとすれば即ち徳を修むると云ふことになる。所が既に徳を失って国民が反対をして反抗力の強くなった時に、国民を懐ける為徳を布いても最早遅い。そこで人間の感情と云ふものは一度激すると愈々酷くなる。…熱が醒めると夫程のことは無い、一度激発するとさう云ふことになる。其時に当っては道理でも何でも無い。そこで支那人の歴史家達が云ふ衆怒冒すべからず、一度怒るといかぬ、何時でも支那の革命を引起すのもこれが原因になって居る。<sup>44</sup>

民心に逆らってはならない。衆怒を冒してはならない。そうでなければ、革命が起こる。これは、中国の数千年の歴史において繰り返し証明されてきた。確かに、民心はそれほどに重大である。しかし、如何にすれば民心を掴めるのか、一体民心はどこにあるのか、民心はどのような形に表れているのか。そうした抽象的で、中長期的なものはなかなか捉えにくいのではないか。より具体的で、明確な形で且つ定期的で民の意思を表すものはないのか。それは立憲政治である。専制政治と正反対にある立憲政治こそ民意を反映しうるはずである。大隈はこのように考えていた。

君主ノ人物ヲ任用拔擢セラルハ固ヨリ国人ノ輿望ヲ察セラルベキ事ナレドモ、独裁ノ治体ニ於テハ国人ノ輿望ヲ表示セシムルノ地所ナキガ故ニ、或ハ功績ニ察シ或ハ履行ニ求メ、…若シ政体ニ於テ国人ノ輿望ヲ表示セシムルノ地所アランニハ、其輿望ヲ察シテ以テ人物ヲ任用セラルベキハ無論ナリ。…立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ゾ、国議院是ナリ。何ヲカ輿望ト謂フ、議員過半数ノ属望是ナリ。何人ヲカ輿望ノ帰スル人ト謂フ、過半数ヲ形ル政党ノ首領是ナリ。<sup>45</sup>

君主はどの人物を選ぶべきかについて民の意思を聞くべきである。だが、そういう具体的で一時的な民意——輿望でさえ、それを表す場所が専制政治にはないのである。立憲政治は異なっている。議会は正に輿望を

41 「大隈重信国会開設奏議」、江村栄一（編）『日本近代思想大系9 憲法構想』、岩波書店、1989年、217頁—218頁。

42 『孟子』離婁上、原文は「得天下有道，得其民，斯得天下矣。得其民有道，得其心，斯得其民矣。得其心有道，所欲与之聚之，所惡勿施爾也」。

43 「日本政党史論」、『演説集』、224頁—225頁。

44 同前、287頁—288頁。

45 「大隈重信国会開設奏議」、前掲書、218頁。

表示する場所であり、しかも議員過半数と過半数の属する政党の首領という明確な形で輿望を表す。大隈は民意の表示を議会に求め、その表示の方法を提案したのである。ただ、それは単に民意を尊重するだけでなく、一方において、民意を明確に表示することが人物を選ぶという君主の役割遂行にも役立つからである。彼は「聖主」の必要性を繰り返し強調した。

立憲ノ治体ハ是れ聖主ガ恰当ノ人物ヲ容易ニ叡鑒アラセ玉フベキ好地所ヲ生ズル者ニシテ…

内閣ヲ新タニ組織スルニ当テハ、聖主ノ御親裁ヲ以テ議院中ニ多数ヲ占メタリト鑒識セラル、政党ノ首領ヲ召サセラル、内閣ヲ組立ツベキ旨ヲ御委任アラセラルベシ。

失勢政党猶ホ退職セザルトキハ、聖主ハ議院ノ求ニ応ゼラレ之ヲ罷免セラルベシ…

聖主ノ允許ヲ蒙リ、聖主ニ特有シ玉フ議院解散ノ権ヲ以テ直ニ之ヲ解散シ、…

故ニ、先ヅ宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ…<sup>46</sup>

山田央子氏は福沢諭吉の政党内閣論とこの「大隈意見書」と比較し、こう指摘した。

福沢が「皇室」を「政治社外」に位置づけたのと対照的に、「大隈意見書」においては、「聖主」の政治上の役割がしばしば強調されている。…意見書においては、天皇の役割は必ずしも福沢が位置づけたような「政治社外」の象徴的存在ではなく、多分に象徴的性格をもちながらも、なお政治に直接関与する部分を残した政治内の存在であった。<sup>47</sup>

そして、その原因として、奏議書の起草に参加した小野梓が従来君主の憲政における役割を積極的に主張したことを挙げている。<sup>48</sup> 勿論、明確にイギリスモデルを提唱したこの奏議書が天皇親政を主張したとは考えにくい。ただ、「立憲ノ治体ハ是れ聖主ガ恰当ノ人物ヲ容易ニ叡鑒アラセ玉フベキ好地所ヲ生ズル者」という一文が象徴するように、「誰のための憲政か」を問うならば、この奏議書からの答えは、一面で「聖主」のための憲政ということになる。つまり、奏議書には天皇の視点に立って憲政を論じるという側面が明白にある。立憲政治は専制政治に比べて、天皇の政治運営をより善きものにすることができると奏議書は唱えたのである。当然、そうした主張は、上奏文であるという形式を考えれば、政治的な理由でそう書かざるを得なかったのだという解釈も考えられる。また、そうした主張は大隈の憲政観に完全に合うかどうかとも疑う余地がある。本論では、後に大隈の中国憲政論における君主の位置づけを明らかにすることを通じ、側面から憲政における君主の役割についての大隈の考えを検証する。

#### 憲政の妙用・政党政治

君主の視点に立ち、その政治運営の立場から、憲政を論じるのがこの奏議書の内容の一特徴である。が、全体的に見ると、君主の政治運営だけでなく、憲政の運用そのものを重視するのがこの奏議の主旨ともいえる。しかも、それはただの運用ではない。「妙用」である。

立憲政体ノ妙用ハ其実ニ在テ其形ニ存セズ。立法、行政、司法ノ三権ヲ分離シ、人民ニ参政ノ権理ヲ付与スルハ是其形ナリ。議院最盛政党ノ領袖タル人物ヲ延用シテ之ヲ顯要ノ地位ニ置キ、庶政ヲ一源ニ帰セシムル者ハ是其実ナリ。若シ其形ヲ取テ而テ其実ヲ捨テバ、立憲ノ治体ハ徒ニ国家紛乱ノ端緒ヲ啓クニ足ルノミ。<sup>49</sup>

三権分立は憲政の形であり、憲政の妙用はその形ではなく、その実にある。その実とは何か。それは、イギリスのように政党内閣を通じた、立法と行政の事実上の融合である。ここで、注目したいのは、憲政の妙用の内容よりも、その憲政の制度自体ではなく、運用を重視する思考様式である。晩年の大隈も、憲政実施の歴史を振り返り、碁に喩えて、「如何に結構な碁盤と碁石とそれに碁教本とが揃っても打手が下手なら致方無い」<sup>50</sup>と憲政の停滞とその運用上の問題に遺憾を漏らした。

上奏という形を通して、憲政の妙用を強く唱えた大隈は、その生涯の最後にやはり憲政の運用の課題を心

46 「大隈重信国会開設奏議」、前掲書、218頁—221頁。

47 山田央子 『明治政党論史』、創文社、1999年、109頁。

48 同前、110頁—112頁を参照。

49 「大隈重信国会開設奏議」、前掲書、219頁。

50 「我憲政三十年史の総決算」(1921年)、相馬由也(編)『大隈侯論集』(以下『論集』と省略)、実業之日本社、1922年、332頁、339頁—340頁を参照。

配していた。憲政の制度自体より、憲政を如何に運営するかということこそ政治家としての大隈の一生の課題ということができよう。後述するように、そうした憲政の運用を重視する思考が彼の中国憲政論の中にも現れるのである。

さて、立法と行政の事実上の融合という憲政の妙用の基礎は、奏議で述べたように、政党である。政党政治の主張がこの奏議のもう一つの柱である。

立憲政治ノ真体ハ政党ノ政タルガ故ニ、立法行政ノ両部ヲ一体タラシメ、庶政一源ニ帰スルノ好結果ヲ得ルニ至ルハ、已ニ前述スル所ナリ。

政党ハ幾多ノ原因ヨリ成立スト雖、亦タ専ラ施政主義ノ大体ヲ同ジクスルヲ以テ相結集スル者ナリ。…故ニ政党ノ争ハ則チ施政主義ノ争ニシテ、其勝敗ハ則チ施政主義ノ勝敗ナリ。

立憲ノ政ハ政党ノ政ナリ、政党ノ争ハ主義ノ争ナリ。故ニ其主義国民過半数ノ保持スル所ト為レバ其政党政柄ヲ得ベク、之ニ反レバ政柄ヲ失フベシ。是則チ立憲ノ真政ニシテ又真利ノ在ル所ナリ。<sup>51</sup>

立憲政治は政党政治であり、政党間の争いは主義主張の争いである。その主義主張が民意を得るか否かによって、政権が平穏に交代する。そうすると、立憲政治の運用を実際に担う政党の質がきわめて重要になってくる。政党は「私利私欲」、「党利党略」ではなく、国民の利益、「公」を重んじるべき存在である。大隈は晩年において、「私を棄てて公に就く」という「自明の真理」を知らずに、「自党あるを知ってそれ以外に国民あるを知らず国家あるを知らざる」<sup>52</sup> 政党の姿を批判した。

政党は民意を代表し、私を捨てて公につくことが自明の真理である。そういう政党こそ憲政の担い手となる。現実を嘆いた反面、大隈は真の憲政の実現のために政党に期待を寄せていたのである。

以上、明治十四年の上奏を通じて、政党政治の実現を呼びかけた大隈、大正十年に、「自明の真理」に反した現実の政党を批判した晩年の大隈を見てきた。では、二十世紀の初頭において、日本で清朝中国における憲政改革を眺めた大隈は、どのような提案を出すのか。中国における政党の動きをどのように観察したのか。そうした問いに答える前に、当時の清朝中国にどのような課題が存在するのかという彼の認識を明らかにする必要があるであろう。

### 第三節 大隈の見た清朝中国の課題

#### 外部の刺激

大隈は、中国という国家に「始終西の方北の方或は東の方から来る所の外部の刺激に依って始終動かされて居る」<sup>53</sup> という特徴があることを見出した。しかし、清末に現れた外部の刺激は以前の刺激と性質の異なったもののように見えた。

…是までの蒙古が這入っても、満州が這入っても、何処が這入っても、…皆な所謂中華といふて、支那人と化して仕舞ふ、所が、今度は化して仕舞はぬ所の国民が追々這入る。而して真に支那を一国にする性質にあらずして殖民とする、「コロニー」とすると云ふ性質の権力がアスコに来たと云ふのはアレはどうも私は数千年の歴史あって以来決して古今無い所の一つの出来事が起ったのであると思う。<sup>54</sup>

清朝中国はこれまでとは異なり、外部の勢力が中国自体を植民地にしようという未曾有の大変局に直面しているのである。大隈と同じ観察を示した中国の政治家がいた。李鴻章である。彼は「此三千余年一大変局也」<sup>55</sup> との一言でこの局面を語った。時間的には、大隈の観察は二十数年遅れたが、時間が経つにつれ、観察がより深層に至る可能性も大きい。彼は中国における思想の変化、とりわけ若い人の思想の変化に注意を払っていた。

51 「大隈重信国会開設奏議」、前掲書、221頁—222頁。

52 「憲政運用の正路に就くの機——重大事件と元老と原内閣」（1921年）、『論集』、361頁。

53 「支那保全論」、『演説集』、25頁

54 同前、32頁。

55 李鴻章「同治十一年五月復議製造輪船未可裁撤折」（1872年）、梁啓超『李鴻章伝』、哈尔滨出版社、2009年、67頁。

斯くして日本若しくは欧米各国に出遊する、幾千万の学生は、支那以外の自由なる空気に触れると支那人の思想は非常に変化して来る、…則ち世界的化して居る、…儒教主義に依り成り立って居る支那国に、世界的思想の真空気は、海嘯の打って来るが如く、澎湃として漲り込みつゝある結果、支那人の思想が非常に変化し、…<sup>56</sup>

向後年所を経るに従ひ、何十万の学生に、新文明的思想が湧いて来る、又た何百万と云ふ、支那から外国に出て居る人々は、外国の思想を輸入して来る、…今日の政治に逆うべき反抗が起り、内外呼応して政府を苦めるから、結局世界の犬勢に従ふに非ざれば逆も難関を切り抜け様が無い、…<sup>57</sup>

若者、とりわけ、留学生の間で、思想的变化が現れてきた。しかも、「世界的化」である。清末に留学生を積極的に受け入れた早稲田大学の創立者として、学生の変化を何らかのルートを通じて感じ取ったのであろう。引用した評論が発表された前の年、中国革命同盟会が東京で設立されている。大隈が観察したように、儒学をイデオロギーとしてきた中国に思想的变化が起きていた。特に、甲午（日清）戦争以降、「儒家イデオロギーはもはやその基本的価値を保持することはできなく」なり、中国は「旧イデオロギーの解体と新思想の誕生の大時代を始め」<sup>58</sup> たのである。1905年、科挙を廃止する上諭が出され、儒学をイデオロギーとして機能させる制度的保障もなくなり、脱儒学の流れが一層強烈になっていった。これは、清朝政府が直面したジレンマの一つである。儒学はすでに時代遅れと見られ、新学の導入と普及のために、科挙を廃止しなければならなかった。一方、儒学という体制イデオロギーがなくなれば、体制を支える士紳層を統合することができなくなる恐れがあった。事実、科挙廃止後、士紳層の清朝離れが加速し、遂に6年も経たずに、体制が崩壊したのである。

#### 税金・政治組織

第一節で紹介したように、国家組織能力の欠如というのが、近代日本人の典型的な中国観の一つである。大隈は中国の歴史の全てをそのように見ているわけではないが、清末の中国に対しては厳しい指摘をしている。

吾輩が思ふには今日支那に欽けて居る所のものは政治の能力である、凡て政治が悪い為めに風俗が悪くなる、政治が悪くなった為めに到頭国民を墮落さして仕舞ふ結果になる。<sup>59</sup>

それはどうしても政治が悪いからである、王者が国を治むる術を得なかつた為めに乱れたのである。<sup>60</sup> 原因はすべて政治の悪さにある。その具体的な現れは、何よりも財政である。

恐らく支那ほど貧乏な国は世界にない。今度の戦争（日露戦争、筆者注）で日本が二度の増税をした高は支那全国の税よりも大きな高である。…国民は税を払はぬ、なぜ、払はぬかと云ふと、此金を以て北京政府の我儘に使ふのであると、斯う国民は考へて居るからである、…斯う云ふ訳だから国民が税を払はぬ、政府を国民の政府と心得て居ない、税はない…<sup>61</sup>

日露戦争の為に非常に重税を課した。一億六千万圓、今日の支那の総ての税よりも日本が戦争に二度課した税は遙に巨額である。<sup>62</sup>

清朝の一年の財政は日露戦争のために日本が課した税金よりも少ないという状況であれば、日本より遙に広大な国土面積と人口を有する国を運営していくにはとても無理であろう。では、どうするのか。外債を起すしかないであろう。「中央政府が一事業を為すには負債を起すの外は無い、何処に負債を起すかと云へば、問うまでもなく必ず外国」<sup>63</sup> である。それにしても、政府にお金がなく、いろいろな混乱が起きている。北京大学堂を起しても「経費の出所を得ざる」から、予科が存するのみである。一方、経済の流通に障害となる厘金という「内地通行税」が各地方に設けられている。それだけでなく、「各省に於いて貨幣鑄造の権を行」い、それぞれ地方の兵も「地方に奉ずるの念厚くして、全国に勤むる心浅」<sup>64</sup> い。なぜ、このようになったのか。

56 『清国立憲問題』、127頁—128頁。

57 同前、148頁—149頁。

58 金観濤・劉青峰、前掲書、253頁。

59 「東亜の平和を論ず」、『演説集』、112頁。

60 同前、121頁。

61 「再び東亜の平和を論ず」、『演説集』、131頁—132頁。

62 「日本政党史論」、『演説集』、302頁。

63 『清国立憲問題』、131頁。

64 前掲「清国憲政準備先決問題」、『外交時報』、59頁—60頁。

大隈から見れば、第一に、前に紹介したように、清朝中国の国民は政府を国民の政府と見なさいからである。したがって税を払わず、増税することもできない。増税しても、反発を招くだけである。だから、

政府は人民の政府で、政府の強きは人民の強きなり、政府の弱気は人民の弱きなりてふ観念が一般の頭腦を支配するに至れば、…支那人は、自己の生命財産を安固にし、国家の威信勢力を發展せん為め、先づ其の政府を強むるの道として、五億十億の金を出すことは、別に吝みもせぬであろう、…斯る現象を望むには、立憲政治が最も必要だ、…<sup>65</sup>

立憲政体を作り、政府と国民との関係を一新することによって、かかる財政困難を乗り越えられると大隈は考えていた。ただ、立憲政治を行うには、もう一つの問題を解決しなければならない。それは財政困難をもたらした原因でもある。「地方分権」である。

支那の各省は、宛も北米合衆国の「ステート」位の権力を握って居る、それでも中央の権力が強大であればよいが、これが極めて微弱であるから、政治の実は到底挙らぬのである、斯る旧式の政治は、全然棄て、仕舞はなければならぬ。<sup>66</sup>

…清国今日の状態に於ては各省に政府あり、総督巡撫大権を持し、其の省内の民賦を以て一省の政を行ひ、而して中央政府は総督巡撫の上に立ちて之を指揮する人なく、財力なく、兵力なきが故に、その国家全体の為に計画する所は地方に行はれず、國務大臣は其の責任を尽すに由なからんとす。<sup>67</sup>

大隈によれば、中国の各地方の省はアメリカの州ほどの大権を持っている。こうした「地方官の請負政治は支那国民の固疾」だと見ていた彼は、それを一層深刻な状態にさせた直接な原因を「長髮賊の変乱」に求め、「彼の乱に、重権を地方官に委任したるまゝ、之を奉還せず今日に至れる」<sup>68</sup> ためだと分析した。実際、そのような「地方分権」は「固疾」であった。周知のように、王朝支配は国民一人ひとりを直接支配するのではなく、地方政府や郷紳層を通した、一種の間接支配であった。そのような構造の下では、清朝政府は全国の資源を有効に利用することはできない。研究によれば、洋務運動の際、清朝政府が全国の国民総生産の2% - 4%しかを掌握しておらず、皇室と官僚機構を養う費用以外に、新たな国防建設に出す資金すらなかったのである。<sup>69</sup> このような状況では、富国強兵ができるはずはない。大隈が繰り返し、中央集権の必要を強調したのも理解できるであろう。だが、後に民国になっても、こうした財政状況が改善する兆しは現れなかった。中国の「貧乏は中央だけであって、地方は存外富を持って居るのである。実際彼地の事情を調べて来たものが左様いつて居る」<sup>70</sup> と、誕生したばかりの民国を観察した大隈は指摘した。

### 国民教育・満漢軋轢

第一節で紹介したように、大隈は科挙に対して厳しい目を向けていた。それは清朝中国における教育の現実に基づいた観察であった。それは、国民教育の欠如の問題である。

…支那の学問は先づ表面から品善く云ふときには、士大夫の学問である。…之を約めて言へば、修身、齊家、治国、平天下と、斯う云ふことになる。…根本の趣意は士大夫の学問で、…国民は階級の外である。…国民的教育があるか、ないかと云ふことも分らなくなって仕舞ふのだ。…そうすると人として、国民としての教育……平たく言へば普通教育、国家教育といふものが、支那には甚だ缺けて居るのである。<sup>71</sup>

清朝中国には国民教育が欠けている。いわゆる、修身、齊家、治国、平天下という教育の理想は結局のところ、士大夫の教育であり、大多数の国民とは無関係である。だからこそ、政府は科挙に合格した人たちの「会社」となったのだというのが大隈の論理である。しかも、国民教育の欠如は大きな問題を引き起こしている。それは国民団結の欠如である。

支那人は何としても国家的に団結して、共同の利益の為に、いはゆる政治的に国家的に己れを捨てて国

65 『清国立憲問題』、134 頁—136 頁。

66 「再び東亜の平和を論ず」、『演説集』、135 頁。

67 前掲「清国憲政準備先決問題」、『外交時報』、58 頁。

68 同前、61 頁。

69 金観濤・劉青峰、前掲書、247 頁。

70 「瀕死の支那に最後の忠言を與ふ」、『新日本』、第12巻第10号、1912年10月、117頁。

71 「清国革新論」、『演説集』、140 頁—141 頁。

に尽くすといふ精神が一番欠缺してゐる。…元来儒教の精神は斯の如き積弊を矯むることに心を尽したのであるが、其精神も遂に未だ実現されずにゐる。所謂孝悌忠信を説くも、礼儀廉恥を説くも、畢竟は自分が立身出世して顕要な地位を得るための手段に過ぎない。<sup>72</sup>

周知のように、孫文もかつて「一盤散沙」<sup>73</sup>という喩えで、散らばった沙の如く団結力に欠けている中国を語った。確かに、膨大な数の人々を如何に統合するかは中国の歴代王朝・政府にとっての一大難事であった。教育に熱心な大隈は、国民の創出、国民の団結について、政治組織の改革から論じるだけでなく、人々の思想、そして教育までに遡り、教育を改革することによって新しい「人」を作ること示唆した。だが、国民の団結が乏しいのは、単なる教育問題ではない。それは民族問題、或はナショナリズムの問題とも関連している。彼の言葉を借りれば、「満漢軋轢」である。

乃ち此度の政体変革は、帝室の内部に於て、何等の面倒も無い、唯だ其困った厄介は、所謂満漢兩派の軋轢と、旧来の思想に感化されて居る、頑冥なる老朽大臣輩である、…満漢軋轢とて、一朝一夕に起つたもので無い、則ち一朝一夕の故に非ざるも、政府が衰へ国が衰ふれば、満人も漢人も有つたもので無い、究竟玉石俱焚である、…兎も角も支那の民族は儒教の精神に依つて感化せられた大民族で、固より満人漢人などと、区別の存する訳が無い、…<sup>74</sup>

大隈は満漢兩族の団結を呼びかけた。共通した儒家文化で民族間の違いを乗り越えようという論法である。しかし、事はそう簡単ではなかった。「驅逐鞑虜・恢復中華」という同盟会のスローガンが示すように、辛亥革命の初めは漢民族ナショナリズム運動であるという側面が否めない。一方、立憲政体を構築すれば、数の上で満州族は絶対的少数であり、国政においてもはや影響力を保てなくなる恐れがある。それは満清皇室・支配層にとって事実上の革命にほかならない。当然、彼らは権力を手放しようとしなかった。

然るに目前に議会が開かれ、ば何としてもそれに応ずる準備は内閣組織である、それで内閣組織をやつた、所が重に（ママ）大部分は満人だ、殊に皇族が多数であると云ふ始末で、却て漢人の反感を加へた。蓋し是は誤りの大なるものであった。…蓋し早く憲法を施いて国民に権力を分ち皇族が内閣などに列せぬやうにやれば君主は誰れであらうとも最早や漢人に政権の歸することは分つた話であるから別に革命を起す必要はなかったであらう。<sup>75</sup>

大隈の論理は満清皇室の納得のいくものではなかったようである。彼らは「君臨すれども、統治せず」というような飾りになる意思はなかったのである。それは正に清末における立憲のジレンマの一つであった。確かに、大隈のいうように、立憲政治を行えば、政権は漢人に歸し、革命の必要がなくなるかもしれない。しかし、それは満清皇室にとってすでに一種の自己革命であり、受け入れ難い。究極の選択を迫られたあげく、彼らは皇族内閣という下手な策を講じた。結局、彼らを待っていたのは真の革命であった。

要するに、大隈の目には清末の中国はほとんど中毒状態にあった。彼は四つの毒を挙げている。「煙毒」、「経毒」、「策毒」（権謀詭術の毒）、そして「科挙の毒」である。<sup>76</sup> 勿論、上述したように、実は大隈はこの四つの毒を遥に超えた問題点も指摘している。

では、大隈はそうした問題に対して、どのような提案を出したのか。代議制としての「政体」は中国の「良薬」になれるのか。もしそうであれば、その具体像は何であろうか。

#### 第四節 大隈からの提案

中国の問題の根源を「悪い」政治にあると見ていた大隈にとっては、その改善策は政治改革のほかにない。

72 「清国革命論（（三たび）——支那帝国の将来」、『新日本』、第2巻大1号、1912年1月、18頁。

73 研究によれば、孫文は「一盤散沙」或は「一片散沙」を前後合わせて25回使ったことがある。顔徳如「孫中山“一片散沙”説析論」、『広東社会科学』、2005年、第3期、93頁。

74 『清国立憲問題』、141頁—142頁。

75 「支那革命論——支那に於ける過去の革命と今日の革命とを比較して再び日英の責任に及ぶ」、『新日本』、第1巻第10号、1911年12月、13頁。

76 「清国革命論（（三たび）——支那帝国の将来」、18頁—19頁。

ではどのような政治を求めたのか。それは「善い政治」である。彼は清朝留学生にこう語った。

…我々は善い政治を要求する。諸君も其通りである。善い政治を要求するのは即ち党派の力でなければいかぬ。個人的ではいかぬ。国民が合力をして国民的運動で政府を圧迫して、而して段々善い政治をして往くやうにするのが必要である。<sup>77</sup>

…所が此輿論政治——国民多数の意に従って政治を為すと云ふときになれば、悪い政治は自然と無くなって来て、段々善い政治が行はれて来るのである。<sup>78</sup>

善い政治を実現するには、国民が団結して、政党を組織し、民意を尊重する輿論政治を為さなければならない。ここで、大隈がとりわけ強調したのは国民を組織することである。つまり、原子的な個人ではなく、政治勢力としての政党が必要である。

### 政党と議会

大隈は明治十四年の上奏で、すでに政党の発生を自然と見なし、政党政治の必要性を訴えた。彼は清朝中国に対しても、政党を禁止するのではなく、利用することを勧めた。

…党派を利用すると云ふことを考へなくてはならない、然るに党派を制しやうとしたのは大なる間違であって、…国家の安寧秩序を害さぬ以上は、自由に放任するのである。斯処に始めて党派——私党と云ふ朋党の方が段々衰へて公然と党派が現はれて来るやうになる。其処で党争も、従来の私闘が跡を断って、公共の利害休戚に随って、各政見を樹て、相争ふことになる。斯くして国家に対する公共心が段々発達して来たのである。…輿論が政府を制することが無い為めに、暴政虐政が行はれる。「政虎よりも猛なり」(ママ)と云ふ如き政治は、決して輿論政治には成たぬ。党派の勢力が盛んになればさう云ふ政治は迹を絶つ。<sup>79</sup>

政党の発達は自然であり、勢である。それを制することはできない。逆に政党を放任して利用する方が大事である。そうすると、朋党などは消えていき、公共の利益を追求する主義主張を異にした公党が徐々に現れてくる。公党が国民を組織し、運動を展開するにつれ、公共心も生まれてくる。そうした輿論が政府を制することができれば、暴政も跡を絶つのである。大隈は善い政治の実現には政党が必要だと見て、善い政治に到達する段取りをまとめた。大隈の論理から見れば、政党は善い政治の実現には必要不可欠のものである。では、どのくらいの政党が必要なのか、政党は多ければ多いほどよいのであろうか。大隈はそう考えていなかった。

…人類が相集ると利害が異なる、利害が異れば必ず党派と云ふものが起る。それは政府党と反対党で、政府を保護する党派と反対する党派、此二つの党派が無ければ政治は腐敗してしまうのである。反対党が無ければどう云ふ我儘も出来るから専制政治と少しも異なる。<sup>80</sup>

…斯様に国是として現はるゝ所の大なる問題に付ては、決して多数の党派の分かるゝ訳のものでない。唯其国是の実行に対して緩急の相違ある為めに、両党分立は免れ難いが、是は寧ろ喜ぶべきことで、此両党が対峙して、互に他を監視するが故に、是に依りて善政が行はれ、国家は進歩発展するのである。<sup>81</sup>

反対党がなければ、政治は腐敗する。ただし、多党分立はよくない。国是の実行の緩急をめぐって意見が分かれた二大政党が存在すれば、十分であり、むしろその方が望ましい。これが大隈が清朝留学生に対して語った二大政党論である。注意すべきなのは、ここで強調されたのは二大政党間の相互監視であり、二大政党による政権交替ではなかったことである。それは後に検討するように、中国の憲政建設における君主と議会の役割に関する大隈の見解と関連する。

政党政治を行うにあたっては、政党の数のほか、政党の性質も問題になる。大隈もいろいろ考え、中国の実情に合わせた提案を出していた。

そこで党派の起るのは、一に英雄崇拜で人に依て起る。二に地方に依て起る。三に宗教に依て起る。又清国杯は、大国だけに一層苦むのは言語が違ふ、言語が通ぜぬ為めに党派が生じて来る。それから歴史的に国の異って居るものが合併さるゝと、それで以て一つの党派を成す。…<sup>82</sup>

77 「日本政党史論」、『演説集』、322 頁—323 頁。

78 同前、224 頁。

79 同前、222 頁—223 頁。

80 同前、277 頁。

81 同前、316 頁。

82 同前、233 頁—234 頁。

基本的に政党の起源には、個人崇拜、地方主義そして民族主義の三つがある。こうした政党の活躍はすべて政党政治において認められるべきであろうか。大隈は否定的であった。

此党派に付て愛国者の努むべき且つ余程注意すべき事は、地方的の党派と云ふものは慎んで避けなければならぬ。此地方的の党派が起れば支那は分裂する。即ち中心を失ふのである。…中心を失ふと直に内乱を惹起すと云ふ訳だ、内乱を惹起せばそれに乗じて膨張しやうと云ふて、四方から圧迫し来るところの外部の圧力に抵抗が出来ない結果、…遂に強国のために宏大なる地域を分け取りにさるゝと云ふことになる。<sup>83</sup>

地方政党は容認されるべきではない。それは地方の分裂傾向を助長するものであり、「中心」を脅かす。ここでの「中心」は皇帝である。この「中心」の確保が、憲政の前提条件である。とにかく、地方政党の隆盛は中国を分裂させる危険を持ち、この点に注意しなければならない。一方、清末中国の現状はどうであろうか。地方政党は必ずしも盛んではなかったが、地方を中心とした政治勢力はかなり強い影響力を有していた。周知のように、後に兵力を加えた形で政党よりさらに強力な地方集団——軍閥が各地方に現れたのである。大隈の警告以上に、状況は深刻であった。

そして、大隈によれば、地方政党以外に、もう一種の政党が禁止されるべきであった。

…支那はなから々々学問が盛んな国で、随分古来から学派の争ひがあった、此学派的の党派が盛んに起った。…之は皆公けの党派にあらずして私党である。…此学派の争ひと云ふものも慎んで避けなければならぬ。一国の輿論を代表すべき党派に決して云ふことは許さぬ。之れは地方党と並び行はれて最も国家に有害なものである。<sup>84</sup>

国に歴史ほど大切なものはない。歴史を離れて国家はない。歴史を離れて国民はないのである。然るに此歴史を無視し、単に学問に依って党派が成立つと云ふことになれば、即ち仏蘭西流に革命の如く。(ママ) 帝が悪い、満州の帝を叩き潰して仕舞へ、逐ふて仕舞へ、斯う云ふ一の学説が起って来る、而して之れは共和党となる。…之れは即ち学問で成立った党派である。…実に之れは畏るべき事である…処が各々学説に根柢を置いて、国家を改造しやうとすると、多数の党派に分れて且つ国是を基礎としないのであるから危険である。…実際政治を行ふには単に理論に依って行ふ訳にはいかぬ。<sup>85</sup>

中国は古来から学問の盛んな国である。学問によって国を治め、また学問によって党派を組織する習慣が存在している。しかし、学問の政党は歴史を尊重せず、ただ理論によって国家を改造しようとするので、実際の状況に合わないことが多々ある。国家には有害である。ましてや互いに学問を根柢に政争することは一層望ましくない。現に、西洋の政治理論をもとに、共和制を追求する政党のような組織があるのではないか。大隈はそうした動きを警戒すべきだと論じた。だが、彼自身が言うように、学問による党派は中国において古来からの一種の政治文化というべきものであり、繰り返し現れてきた現象である。それは中国にとって自然ではないか、それは「勢」そのものではないか、どうしてそれを禁止するのか、利用することができないのであろうか。この問題に関して、彼は「制」の論理を徹底したのであり、容認する考えを持たなかったようである。期待されたのは「公党」である。

そこで今後清国にも必ず党派が起る、党派が起れば国民の注意すべき事は何処までも地方的党派、学問的党派を避けて国家の利害国民の利害と云ふものを中心として、国家に対して無報酬の働きを為す党派を組織せなければならぬ。斯様の党派を名づけて公党と云ふのである。<sup>86</sup>

さて、仮に公党ができて、そうした勢力を反映する公的な機関がなければ、やはり政治の質を高められそうにない。つまり、議会が必要である。「御史」の代わりとしての議会である。

所が一たび憲然(ママ)を実施して国民から選ばれた代議士が、憲法に依て議会に臨むことになると、…議会が御史の代りをする。…又或政略上から言ふと、議会があると、国民の輿論を政府が容れぬときは、それに対する懲罰がある。…そこで憲法が実施されて始めて党派的運動が有効になって、帝国議会と云ふ

83 同前、311頁—312頁。

84 同前、312頁。

85 同前、315頁—317頁。

86 同前、320頁。

機関を備へて、而して国民的運動が始って来たのである。<sup>87</sup>

……然るに之れが立憲政治になると、国民的監督となって、当局者の行為を代議士が監督する、代議士の後には国民が居って、又其代議士を監督する。夫れ故総て行政各般の行為は、国民が監督すると云ふ事になるのである。清国も愈々立憲制を布いて、議会が開設する時になると、御史に代りて国民が監督する……<sup>88</sup> 議会は御史の代りである。国民運動の場所として、議会に入った代議士は輿論を代表し、行政を監督する。大隈が議会の機能について殊更に強調したのはその監督機能である。それは当時の満清政府の腐敗の現状についての問題意識の反映だといえよう。「政虎よりも猛なり」<sup>89</sup>の状況を如何に変えるかということは彼が答えようとした問いである。だから、清朝留学生の前に、議会に言及する際、立法機関としての議会、国民代表機関としての議会、政府の母体としての議会といった議会の性質より、彼は監督機関としての議会を選んだ。議会の監督による政治の質の向上が何よりの急務であった。

ところで、直ちに憲法を公布し、議会を開設すればいいということなのであろうか。それはできない。やはり準備が必要である。前提条件がある。

### 中央集権・中心・教育

まず、必要なのは、彼が繰り返し強調してきた中央集権への改革である。そもそも、なぜ、立憲政体を構築するには中央集権が不可欠なのか。それは清末中国における地方分割の現状を踏まえた議論であると同時に、大隈の立憲政体に関する認識にも関連している。

抑々立憲政体の要は国民全体の力を合して以て国家の力と為し、君主之を宰配して之に依り国家の事業を經營するに在り、…<sup>90</sup>

立憲政体は中央集権を内在的に必要としているからである。しかも、日本はまさに中央集権化を通して、立憲政体の構築を実現したのだと彼は考えていた。そして、財政の点から見ても、中央集権は財税困難の清朝政府にとって救命の良薬であった。

現在支那の税金は、日本の半分も取って居らぬ、然れば中央の権力が、一たび十分に昂まって、税法宜しきを得るのは、今より五倍や十倍の税金を取り立てることは、決して不可能の難事で無い、…則ち憲政実施の幕に入る前に、先づ以て中央集権の実を挙ぐるは、極めて必要の案件である、…日本も封建時代に在っては、…宛かも今の支那の遣方と、其趣を一にして居た、然るに維新後此制を改め、税権の統一を図った結果、…国家財政の困難は救済せられた、然れば現時の支那に於ても、其の兵権を統一すると共に、併せて税権の統一をも図るは、急務中の最大急務である。<sup>91</sup>

政治の改革さへ出来れば、支那は露国位の歳入を得るのは容易である。…政治組織の統一、之が国家の根本的問題である、…<sup>92</sup>

中央集権を実行すれば、現在の税収の五倍ないし十倍も取れるという。日本もそのようにやってきたので、中国は日本に倣えばよいのである。だが、維新前の日本は封建制であり、中国はいわゆる郡県の国である。郡県の国で中央集権をさらに実施する必要があるのであろうか。前述したように、大隈の目には、清朝中国の各省はアメリカのステートのような大きな権限を持っていた。その意味では中国は事実上の封建の国家であった。もちろん、中央集権化の改革を実行しなければならない。とにかく、

…清国も政治上の改革を断行し、富国強兵の実を挙げやうと思ったならば。(ママ)日本の維新当時における事例に鑑み、先づ此中央集権を断行し憲法政治実施の根本を取めなくてはならぬ。<sup>93</sup>

さて、中央集権のほか、もう一つ彼が強調したものがある。それは「中心」である。

此中心は何であるかと云ふと即ち君主である。四五千年の古き歴史を持つ居る清国に於てはどうしても立

87 同前、278 頁—279 頁。

88 同前、317 頁。

89 原文は「苛政は虎よりも猛なり」、『礼記』檀弓下。

90 『清国憲政準備先決問題』、58 頁。

91 『清国立憲問題』、143 頁—144 頁。

92 「再び東亜の平和を論ず」、『演説集』、136 頁。

93 「清国の行政改革に就て」、『演説集』、162 頁。

憲君主制でなければいけない、君主を中心とした立憲国でなければならぬと云ふ訳である。さうすれば一の中心を持つ以上は四億万の民族と云ふのは其中心に向はなければならぬ。<sup>94</sup>

中心は必要である。皇帝がその中心である。それは中国の長い歴史の伝統に基づく政治文化ともいうべきものであり、それを尊重しなければならない。だから、前に政党を検討した部分で、彼は地方政党や学問政党を警戒した。いずれもこの中心を脅かす存在なのである。政党政治は中心にとって脅威ではなく、助けになる存在であるべきだと大隈は考えていた。

…今度は皇帝も国を治める上に於て、其政党の有力なる人に内閣の組織を命ずるのが一番利益である。古来明君は国の宰相を得ると云ふ事に余程注意したものである。…苦んだが遂に其良法を見出すことは出来なかつたのである。…然るに此処に国民の人望を収めた人が党派に依って現はれ、国民の意思を代表して議会に現れて来る。是に於て君主が其中から抜擢して、之れに権力を委任することゝなれば、之が為め国乱を起すが如きことは無くなるのである。…其処で孰れの政党（筆者注：政府党、反対党）も国民の心を失つてはいけなと云ふ為めに、互に相牽制して過失を少なくするのである。即ち其相制して以て夫れが宜しきを得て、段々国家は盛んになって来る。<sup>95</sup>

この清朝の留学生を前に語った二大政党による抑制均衡の論理は現代人にとってとくに新鮮ではない。だが、注目したいのは、彼が二大政党による相互監視を一つの政治制度、政党システムだと見るより、それを政治を運営する、しかも君主が政治を運得する上で有効な手法、即ち政治の道だと見なしたことである。政権党の権力は国民や議会ではなく、君主から委任されたものである。やはり、政党政治の存在は君主による治国という立場から論じられている。この点は、第二節で検討した君主の役割を強調する論調とつながっている。中心としての君主の存在が大隈の憲政論の一つの特徴である。

ところが、清末の中国では、「中心」は危うくなってきているのではないか。皇帝と云う中心の脆弱化を促す流れは、実は同じ大隈の中国論の中で提唱されている。人々の考え方、思想、脳裏から中心を脅かす議論である。それは前述した国民教育論である。その議論の矛先は当然、士大夫の学問に向けられた。

そこで先づ之を約めて言へば、士大夫の学問と云ふ学問を廃めて、普通教育、即ち国民教育と云ふことに、力を尽くさなくてはならぬ、而して国民と云ふ観念を惹起させなくてはならぬ、それが国家を組立てる所の本である。…禁欲主義に利を禁ずるなど云ふ、嘘をいふことを廃めるのだ。そこで利と仁とを調和させ、文と武とを調和させ、正直に人の自然を誘けば、富んで利なるものは国を富まし、仁者も亦起るのである、…<sup>96</sup>

士大夫の文飾に陥った禁欲主義的且つ虚偽の学問を止めなければならない。そうすると、仁と利が調和し、文と武も調和し、富国強兵が可能となる。これが大隈の中国の教育改革論である。

実際に清朝政府も教育改革に踏み切った。1905年に科挙の廃止や新学の普及を決め、教育改革がある程度実施された。しかし、科挙の廃止、新学の普及は儒教の体制イデオロギーとしての地位を直接的に動揺させる。伝統中国における一体化構造の中で、皇帝の支配は儒学に支えられてきた。脱儒教は直ちにではないにせよ、脱皇帝につながる恐れがある。つまり、中心が中心でなくなっていくのである。

大隈はこの点を意識していたかどうかは不明である。しかし、彼には儒教を完全に消滅させるという意味はなく、むしろ儒教を土台に新たな思想を構築しようという構想さえ存在していた。それが有名な東西文明調和の議論である。

世界人口の殆ど三分の一に近い、或は全欧羅巴の人口に譲らない大民族を有し而して四千有余年の歴史を持ち、嘗て聖人が起った、…実に偉大なる祖先を持って居る、其子孫其国家が、今日世界の文明に圧迫される所から、段々この圧迫に反抗して強大国になるの結果茲に東西の調和、文明の調和が出来るのである、<sup>97</sup>

国家前途の大本を樹てる上に於て、儒教といふものは、世界に通じて適用しても少しも誤らぬ、是に対し

94 「日本政党史論」、『演説集』、311頁。

95 同前、318頁—319頁。

96 「清国革新論」、『演説集』、152頁—153頁。

97 「東西文明の調和」（1907年）、『演説集』、521頁—522頁。

て我輩は熱心に尊敬を致す。基督教に対する尊敬と、少しも甲乙する処が無いと断言するに憚らぬ、是より支那を復興し、支那を隆盛にし、支那の今日の運命から救はうと云ふことは、必ずこの東西一致、即ち儒教と基督教の一致と云ふことが、大なる助けを為さうと信ずるのである。<sup>98</sup>

中国と「同門」である日本は、西洋文明を導入して新勢力となった。中国の強大化も将来的に東と西の文明が融合し、調和することを意味する。その根底には儒学或は儒教が必要で、一方、同じく愛を提唱するキリスト教も必要である。儒教とキリスト教の一致が中国を救う道である。大隈はこのように当時の中国基督教青年会のメンバーに語った。

東西文明の調和論は大隈の研究において議論されたテーマであるが、ここにただ一つを指摘しておきたい。儒学とキリスト教が一致するかどうか、中国の多くの人々がキリスト教をあのアヘン戦争以降の時代に受け入れるかどうかは別として、調和する片方としての儒学が調和の土台になりうるか否かは問題である。洋務運動の失敗や甲午戦争・日露戦争を経て、儒学の無用さを痛感した中国の知識人は新学の提唱・普及に没頭した。明らかに、20世紀の初頭において、脱儒学の流れは新文化運動までますます強くなっていった。国民教育、新学を進めた結果、皇帝という中心の地位を脅かしただけでなく、文明融合の土台も瓦解したのである。だが、それは大隈の議論の矛盾というより、実際の清末中国が直面した矛盾ということができよう。そういう支配構造の中心の危機と文明融合の土台の危機が高まる中で、辛亥革命が起きた。中心がなくなった。これから、どうなるのか、これまで大隈の観察に言及された課題や矛盾、危機などは革命によって解決できるのだろうか。

## 第五節 辛亥革命後の観察

大隈は辛亥革命の過程をどう観察したのか。

革命が成功するとか成功せぬとか云って居るが、仮に成功すると見ても兎に角或る時期まで内乱が続く…如斯き観察から言へば北軍でも、また南軍でも構はぬ、兎に角速に此乱を治めんことを望むことや切なり、東洋平和の大局から此戦ひほど不幸なる戦ひはないのである。<sup>99</sup>

当初、大隈は辛亥革命による内乱の可能性が高いと見ていた。しかも、その内乱が続くだろうと考えて、内戦になった場合は世界の平和に対する影響がきわめて高いという。だから、彼はその革命であれ、内乱であれ、とにかくそうした非正常状態からの迅速な脱却を望んでいた。だが、実際の歴史過程は彼の観察通りではなかった。南北の妥協による清帝の退位と袁世凱の大總統就任が決まった。やや不思議に思った大隈はその結果を好意的に受け止めた。

然るに、其後満州政府は遂に破れて革命は成功した、が此革命は武力で成り立ったものでない。…武力からいへば勢相半ばし互に対峙して居った。…是は頗る奇妙な現象である。革命軍を討ちに行った將軍と革命軍とが一所になって、反対に満州政府を倒し、而かも自ら新政府の大總統となるなどは何としても正当の解釈からは理解し兼ねる。…満州政府が飽く迄之を鎮圧せんとすれば必ず数年に亘る大乱となるに相違ないのを、袁は支那全国の為に能く慮り、それを大乱の不幸より救った。<sup>100</sup>

革命政府と北洋軍、それに立憲派の三つの勢力が取引きし、最終的にこの妥協に至った。確かにこの妥協は中国を分裂の危機から救った。しかし一方、その妥協の背後に別の危機が潜んでいた。それは革命勢力の理念と北洋軍閥政府の施政との根本的な矛盾である。では、革命の理念は何か。その性質はいかなるものか。それは大隈の目にはどう映っていたのか。

何としても今度の内乱は革命の性質を帯びて居るから普通の土匪と性質が違ふ。<sup>101</sup>

過去に於ける支那の革命と云ふものは唯其の主権者を代ふるに過ぎなかった。それが今度の革命に於て

98 同前、527頁。

99 「清国革命論——清国革命に対する日英両国政府の覚悟を論ず」、『新日本』、第1巻第9号、1911年11月、5頁—6頁。

100 「瀕死の支那に最後の忠言を與ふ」、108頁。

101 「清国革命論——清国革命に対する日英両国政府の覚悟を論ず」、7頁。

は、その性質を一変し、唯其の主権者を代ふるに止まらず、また其国を治める政治的組織をも根本的に改めやうとするのである。だから其性質に於ては、恰もかの欧羅巴に於けるレボリュウシヨンと同一で、是迄で支那に於て行はれた所謂革命とは其趣が違ふ。<sup>102</sup>

大隈は、中国における歴史上の政治変動を禪讓、放伐と騒乱の三つ<sup>103</sup>に分類し、今度の内乱を過去の革命とも性質の異なったレボリュウシヨンと見なした。つまり、単なる王朝交替ではなく、政治をめぐる理念・価値・習慣など「政治主義」そのものを変革しようとするものであった。大隈は古代の例を挙げ、この点を説明した。やはり、かの始皇帝である。

…始皇が総て盛んな改革をやつて、支那の古来の風俗習慣や或は色々政治上の周以来の思想に反いて今度は徳に代ふるに法を以て国を治めた。…とかういふやうに政治主義が余程一変した、是は革命と云ふよりも、寧ろ欧羅巴の「レボリュウシヨン」なる言葉に当るのである。即ち政治の仕方を一変した。此種の革命は支那の歴史中是れ一つと云て宜しい。<sup>104</sup>

大隈の始皇帝論の当否はさておき、とにかく彼の目には、辛亥革命が始皇帝の「革命」と同じように一種の「レボリュウシヨン」であり、いずれも中国における制度だけでなく、政治の主義、仕方、即ち政道をも変えるものであった。そして、こうした革命の性質に関する理解は革命の原因にもかかわっていた。

…是迄繰返したものは同一の原因から同一の結果を現はした、今度は一つの原因にあらずして二つの原因から来た。一つは是迄繰返したと同様に政府が長くなると腐敗して墮落して来る、…これは従来の原因と同一なるものである。もう一つの原因は何であるかと云ふと外部の動揺、即ち嘗て無い所の欧羅巴の文明思想が支那に刺激を與へた、これが支那人を駆て国家の政治組織を改造するの必要を感じしめたのである。…最初の刺激は日本の勃興、即ち日清の戦役…日本の勢力であった。<sup>105</sup>

これまでとは異なる原因による性質の異なる革命である。それだけに、革命の将来について大隈はかなり悲観的であった。

而して今度は清朝に代つて共和国が成立つか、或は其間に草莽の英雄が現はれ出でて撥乱反正の功業を遂げ、以てまた一王朝を組立てるか、二者の中、孰れかに帰着するであらうといふことも断言して過たぬのである。<sup>106</sup>

そこで過去四千年の光榮ある歴史は此度の革命に於て復活するか、但しは支那よりも高度の文明を有する国の圧迫によって亡ぶるか、…支那は真に有史以来の一大危機に臨んでゐると思ふのである。<sup>107</sup>

辛亥革命の最中に大隈は、それ以降の中国が共和制を保てるかどうかについてすでに疑問を呈した。しかもこの強制的に旧制度を廃止し、共和政体を立てる変革は中国にとって、有史以来の大危機なのである。彼は以前の清末の立憲改革については、留保をつけながらも基本的に楽観的に見たのに対して、共和国の憲政建設に対してはその可能性を見出さなかった。それは共和制という制度の定着はより高い文明を要求すると考えたからである。

共和政治の成就是疑はしい。従来大民族を擁する大国で之が成功したことはない。共和政治其者は余程文明の程度の高い者でなければ到底行はるゝものではない。共和政治といつても畢竟は少数者の政治だ。君主専制に反抗して共和政治となしても、君主専制が一転して少数者の圧制となるに外ならぬ。更にそれが再転すれば君主専制となるに過ぎぬ（ママ）仏国大革命の跡方を見ると誰でも然うだと合点するだらう。殷鑑遠からずだ。革命時代の仏国文明は支那現在の文明よりも遥かに進んでゐた。<sup>108</sup>

フランス大革命の例を挙げ、文明の低い当時の中国では共和制の定着がきわめて難しいという。それでは、中国の文明をより高いものにすればよいのではないか。確かに、大隈はこの点を忘れなかった。中国を誘導・

102 「支那革命論——支那に於ける過去の革命と今日の革命とを比較して再び日英の責任に及ぶ」、1頁。

103 同前、2頁—3頁。

104 同前、4頁。

105 「支那革命論——支那に於ける過去の革命と今日の革命とを比較して再び日英の責任に及ぶ」、11頁。

106 同前、9頁—10頁。

107 「清国革命論（（三たび）——支那帝国の将来」、18頁。

108 同前、20頁。

開発する使命は日本にある。「支那と日本とは同種同文の国柄である。而してその支那其者を回瀾既倒の苦境より救ふものは、我日本である。支那を開発し誘導する者は、我日本と措いて他にない」<sup>109</sup>と同種同文論、誘導開発論をまた持ち出す。しかし、そうした外交戦略の匂いを帯びた議論の外、中国における共和制の維持と憲政の建設の問題点はどこにあるのかについても大隈は論じた。

支那の古代の政治は何時でもデモクラチックに成立った、それ故支那民族には民主的思想が昔からある。すれば共和政治は出来相なものだが六かしい、といふのは支那民族は一面個人主義に発達して甚しく利己的になって居る。それ故共同して国を護る事が難い。是が出来なければ依然少数の聡明なものが力を以て、これを統治するより外ない。即ち剣に依て、国家を率ゐることゝなるのである。<sup>110</sup>

共和政治を維持するには、国民が必要で、国民の団結が必要なのである。「一盤散沙」の状態ではできない。共和制の原理を徳とするモンテスキューの有名な議論を彷彿させるものである。イギリスの駐米大使が「共和政府の形を為さうとも立法部に凡ての権力を與へて、以て能く統治が出来る」かという質問に対して、大隈は「先づ急には左様いふ有様に進むまい。憲法を紙に書くだけなら如何にも書ける。…或は共和政の美名の下に専制政治が出来ぬともいへぬ。何となれば支那の今度の革命は西洋流の革命と、支那流の強圧されたる推譲的形式の革命とが合体して成った一種不思議のものであるからだ」<sup>111</sup>ときっぱり否定した。共和制を定着させるには条件が必要なのである。根本からの思想改造である。

然かし支那が将来共和国として存立するかといふと、それは疑問だ。…決して漠然たる多数の国民が権力を行使することが出来るものでない。権力は誰れか一人か二人に委任しなくてはならぬ。既に委任する以上は此人は又圧制をやると云ふことだから元と同じことになってしまったのである。…凡そ根本から支那人の四千年殆ど化石的になって政治思想に大革新を加へずして是迄の経歴のみを基礎とし、欧羅巴の政治制度を採と云ふことは結局出来ないと思ふのである。<sup>112</sup>

革命を経ても、結局は独裁政権が誕生する。もしかしたら又君主制に戻るかもしれない。そうした大隈の予測的中したといえよう。彼から見れば、中国における伝統的な政治思想は化石のようなもので、中国社会の基礎となっている。憲政の建設には、この伝統思想とその社会的基盤の処理が重要である。清末では、大隈は科挙の廃止や新学の普及を唱えた一方、儒教の存続そして儒教を土台としたキリスト教との融合による東西文明の調和をも提唱した。しかし、辛亥革命の際、儒教はすでにイデオロギーとしての地位を大きく弱めていた。だが、その理念、価値、そして習慣や社会的基盤などは依然として中国社会に根強く残っていた。それらは共和制とは相容れないと見られた。ここにいたって、大隈は化石のような伝統的政治思想の根本革新を訴えて憚らなかつた。これが革命後の彼の中国憲政論と革命前のそれとの相違の一つである。

相違はもう一つある。従来唱えられてきた中央集権の策に変化が起きたのである。

乃ち我輩は支那に向て断然その各省を独立せしめよと言ふのである。全体支那の如き大共和国に於て中央集権は六ヶ敷い。…それも露西亜の中央政府の如き強大なる兵力でもあれば兎も角だが（ママ）、今日の支那の如き状態では、とても駄目だ。されば何としても、これはかの北米合衆国を模倣し、各省を独立せしめてある程度までの立法権、行政権、司法権を有するステートとなし、これを中央政府に於て統一するに止め以て連邦制度を起すの外はない。…而して中央政府では、かの華盛頓政府ほど強大なる権力は得られぬにしても、先づ兵馬の最高指揮権、宣戦講和権、条約締結権、関税管理権、貨幣鑄造権、紙幣発行権、及び度量衡制定権などを保留することにすれば宜しい。…何としても目下の計は地方に勢力を拡めて連邦とする事である。斯様にすれば先づ一時の小康を得るかも知れぬ。其後国内の秩序の整頓し文化の進歩するを待て、かのルーズヴェルト式の人物が出て中央集権の策を講じて遅くはあるまい。<sup>113</sup>

これまで大隈が提唱してきた中央集権の策とは一見して180度の転換のように見える。確かに、膨大な人口

109 同前、21頁。

110 「早稲田邸応接室——大隈伯ブライス大使と支那問題を論ず」、『新日本』、第3巻第9号、1913年9月、111頁。

111 同前、112頁。

112 「支那革命論——支那に於ける過去の革命と今日の革命とを比較して再び日英の責任に及ぶ」、14頁。

113 「瀕死の支那に最後の忠言を與ふ」、116頁—117頁。

と国土を有する中国では中央集権を実施するのは難しい。だが、本稿で明らかになったように、中国において中央集権が事実上不可能だというのは彼の持論だ<sup>114</sup>とはいえない。もし、そうであれば、彼は何のために繰り返し中央集権を唱えたのか。むしろ、彼は清末に於いて、中国の中央集権化を可能だと考え、しかも期待していたのではないか。それが、なぜ辛亥革命後一変したのか。

それはあの中心がなくなったからである。つまり、軍閥割拠という現実に対する一時的な対応策として提唱したのである。上に引用した連邦案の内容を見てもわかるように、中央集権でないといっても、当時の中国にとってはすでに強大な権力を持つ中央といえよう。清末から中華人民共和国成立以前に、中国大陸では兵馬の最高指揮権が統一されたことは事実上ない。この一事でも、辛亥革命後の政府にとって既に難関である。そこで、「…中央の権力といっても垂米利加の様では余りに中央が弱いから困るが支那は当に仏、米の中を取るが宜い」<sup>115</sup>と、実際には集権と分権のバランスを取った形を薦めたのである。

しかも、かれはセオドア・ルーズベルトのような新しい「中心」の出現を依然として期待していた。<sup>116</sup>つまり、彼から見れば、中心はやはり必要である。これは前述した英雄重視の彼の歴史観とも関連する。ちなみに、革命後の英雄は誰であろうか。誰がその中心になれるのであろうか。それは袁世凱ではなかった。彼は中国の歴史を論じた際、曹操に言及し、高い評価を与えた。しかし、世の中に袁を曹として見る見方があることを指摘する一方、「果してあれ位な英雄かどうかもまだ俄に断ずることが出来ないけれども、なか々々曹操の如き人物とは思はれぬのである」<sup>117</sup>と否定的な考えを示した。前述したように、大隈の中国論は中国の歴史についてのかんりの理解に基づいたものである。集権か分権か、統一か分裂か、それについても同じである。根底において彼は中国が必ず統一すると認識していたのである。

然かし爰に注意すべきは支那の分裂的傾向と云ふことである。…如斯く東西南北が地理上から違ひ言語上から違ひ、経済上から違ふ。この結果、何等か事変が起ると分裂しさうである。…併ながら分れたとしても長く分れない。何時か一人の英雄が起るとずっと統一されてしまふ、即ち遠心力に富むとともに亦た求心力にも豊かな様である。…今度なども各省が独立したが革命軍に一つ強い力があると、此の権力は臙がて一緒に此の等の諸省を合することになると思ふ。これは第一に文字の力だ。…それからして道德の根本も一に帰し、何か事変が起ると、それが動機となって矢張り支那民族は統一するのである。…天下一に定まるのである。そこで誰かこれを定めるかと云ふと是は英雄に待つの外、無いのである。<sup>118</sup>

中国は遠心力に富むとともに、求心力にも富む。それは歴史が証明した通りである。つまり、伝統的政治理念と旧制度が一体化し、中国を統合するメカニズムを彼が認識していた。今後も、中国における伝統的な理念、価値、習慣、文化などは引き続き影響力を保ち、さらに中国を統合していくと彼は考えた。ただし、それを見るには中心——英雄がどうしても欠かせない。

以上、大隈の中国論及び中国憲政論は体系的でなく、変化に満ちたものとはいえ、中国の歴史や文化に対するそれなりの理解をもとに相互につながっているものであった。

## 第六節 思想と現実の課題

本稿において検討してきた大隈の憲政を中心とした中国論を振り返って見ると、全体として以下の特徴が挙げられる。

第一に、大隈が中国を観察し、分析する動機には、確かに日本の外交戦略、権益確保といった思惑が存在する。しかし、その中国憲政論の具体的内容を細かく見ると、その内容は必ずしも日本の戦略や国益に左右されたものではない。基本的には当時の中国の現実課題に沿って議論が展開されていたのである。

第二に、大隈の中国憲政論は明治維新の経験の価値を訴えながら、基本的に中国の歴史、文化についての

114 銭昕怡、前掲書、18頁。

115 「早稲田邸応接室——大隈伯ブライス大使と支那問題を論ず」、115頁。

116 セオドア・ルーズベルトのリーダーシップについては、例えば、斎藤眞・古矢旬『アメリカ政治外交史（第二版）』、東京大学出版会、2012年、151頁—161頁を参照。

117 「支那革命論——支那に於ける過去の革命と今日の革命とを比較して再び日英の責任に及ぶ」、6頁。

118 同前、10頁—11頁。

彼の理解に基づいたものだけということである。曾田三郎氏は、大隈と板垣退助による清国憲政導入の提案の一部を分析し、「ここで留意しておかねばならない点は、このような発想では、日本にはない中国固有の条件は考慮されにくいということである」<sup>119</sup>と指摘した。しかし、これまで明らかにしてきたように、大隈は中国の歴史の重要性を繰り返し強調した。中国の思想、文化・習慣を理解する努力も見せている。少なくとも、彼の意識では中国の伝統や思想、文化・習慣に依拠しながら、清朝の憲政改革を提案したといえよう。板垣も、実はそうである。彼は議会開設や二大政党制の導入を大隈と同じく訴えた。一方、中国における郷党自治の習慣を憲政導入の基礎と見た。彼と大隈の最大の相違は、憲政導入の時期についてである。大隈は十年、二十年の準備が必要だと考えたのに対して、板垣は早期導入を勧めた。それも、板垣は中国の国情を考慮したが故の提案だということである。

…凡そ一国には一国の国情あり、清国と日本とは、其の国情に於て同じからず、清国と欧米各国とに於ける、亦た又た斯くの如しである、…十年、若しくは十五年の後を以てするならば、熱烈なる民間の有志家は、必ず之を待つのに堪へずして、陳唱呉和、争ふと革命の旗を翻へし、其惨將に測るべからざるもの有らんとす、…<sup>120</sup>

大隈は中国における法律思想の欠如などを理由に準備期間を十年、二十年と見ていたのに対して、板垣は中国における革命運動を念頭に、憲政導入の早期実現を主張した。どちらも中国の国情に基づいた提案であるが、内容は相反する。問題は、一体何が当時の中国の真の国情なのかということである。或はどちらも真の国情であったかもしれない。当時の中国はまさしくこうした矛盾を抱えた存在であった。事実、長い準備期間に耐えられず、革命が起きた。しかし、革命が起きたとしても憲政建設は完成したとはいえない。

第三に、大隈の中国論には「支那保全論」と「東西文明調和論」の二大部分を越え、遥かに豊富な内容が存在している。

大隈の政体をめぐる論述には、次のような特徴がある。第一に、彼は善い政治の実現を目標にしていた。そして、憲政の導入、つまり、議会開設や政党政治の実現は善い政治を実現する方法と認識していた。彼は民主や自由のような代議制そのものと密接な関係を持つものを、少なくとも中国憲政論において規範価値にしなかった。民主や自由を規範とすれば、代議制の樹立がその規範の実現を意味することになる。代議制の存在が民主や自由を象徴するがゆえに、その政体が単に価値実現の手段ではなく、価値が実現されたかどうかの判断基準にもなる。一方、善い政治が価値である場合は代議制の導入がその実現の手段であっても、その判断基準とはならない。なぜなら、善い政治という概念にはさまざまな内容が共存することができ、たとえば代議制が善い政治の実現の一象徴であっても、その存在だけを理由に、善い政治が実現されたとはいえないからである。さらに、奏議書において大隈は憲政の妙用を主張し、議会における立法権と行政権の事実上の融合を唱えた。中国憲政論の場合では、むしろ議会による行政の監督を積極的に訴えた。つまり、制度の効用の面において監督を議会の第一機能と見なした。それも、当時中国の政治腐敗の現状に対応する議論であった。最後に、憲政の中国における適用性については、比較的複雑な内容が含まれる。大隈は儒学の伝統に民主的思想が存在することを認め、憲政導入をめぐって日本よりも適することを指摘した一方、法律思想と国民教育の欠如や地方分権の実態などを理由に、長い準備期間が要すると分析した。一方、辛亥革命後、さらに悲観的になり、政治思想の根本革新を問題にした。彼の適用の論理は基本的に中国における現実政治の変動に沿って展開された。中国における政治変動の混乱の度合いに応じ、より悲観的な見方を示すようになっていったのである。

さらに大隈の論における清末中国が直面する伝統的政治理念・社会基盤と憲政との緊張関係を総括しよう。すでに指摘のあるとおり、近代以前の中国では、伝統的政治理念と政治制度及び社会基盤が緊密に関連し、一体化の構造を呈していた。<sup>121</sup> 大隈もそうした構造の存在を意識しながら、その中国憲政論を展開した。行論の中で、すでにいくつかを指摘してきたが、まとめていうと、第一に、理念・価値・イデオロギーについては、大隈は伝統中国における法律思想の欠如を指摘したものの、儒学の中に「民主的思想」を見出し、それは

119 曾田三郎、前掲書、144頁。

120 『清国立憲問題』、198頁。なお、板垣の論は187頁—203頁を参照。

121 金観濤・劉青峰、前掲書、11頁—12頁。

憲政導入の土台だけでなく、さらに東西文明の調和の基礎ともなると見ていた。だが、代議制の導入に関し、一方国民教育の実施が不可欠だと論じ、儒学イデオロギーを支えていた科挙の廃止を強く主張した。そうすると、代議制の導入をめぐる、理念の部分と制度の運用・サブ構造の部分に根本的に矛盾する異なった対応が求められることになった。第二に、大隈は代議制の導入にとって、「中心」の確保と中央集権が必要条件だと認識していた。しかも、代議制の長所の一つは中心——皇帝による政治運営——賢相選びの課題を解決することにあるという。だが、中央集権策自体は、反発の矛先を中心に向わせかねない。そして、中央集権は兵馬の権と財政の権の集中を目的とするが、誰の手に集中するかが大きな問題である。清末において、すでに地方の長官が割拠化し、さらに地方の諮議局は地方の郷紳勢力の拠点となっていた。諮議局はさまざまな中央集権策に反対した。<sup>122</sup> 中央集権は、地方勢力や革命志士の目には、ただの専制強化としか映らないかもしれない。雑誌『太陽』は、1906年に清朝の立憲準備としての官制改革に関して、「責任内閣を設くる事」<sup>123</sup>をはじめとする改革案を記した。そうした改革はまさにさまざまな利益配分にかかわる。責任内閣の設置一事を取ってみても、簡単ではない。中心からみれば、その地位を守るには、内閣に皇族あるいは満族高官を入れることは当然のことであるが、当時において強い反発を受け、立憲の誠意のなさとして批判された。要するに、代議制の導入をめぐる、大隈は伝統的政治理念とその社会基盤の一体化構造という大きな枠組みの中でそれを考察し、自らの提案を出した。だが、矛盾に満ちた近代中国の現実を反映して、彼の提案にも解決しがたく相矛盾する要素が多く存在していた。それは大隈の中国憲政論における思想の課題というより、近代中国が直面していた現実の課題とってよかろう。

辛亥革命後、大隈の中国憲政論において顕著に変化した点は前述したように二つある。一つ目は儒学思想の利用ではなく、中国の政治思想の根本的改造を要求すること、二つ目は中央集権ではなく、暫時的に連邦制を採用することである。清末の大隈の中国憲政論は、代議制の導入を伝統的な政治・社会構造の枠組みの中に入れて考える点に特徴があるといえるならば、辛亥革命後のかれの議論は、共和制の確立のために、古い「政治主義」を捨て、新しい「政治主義」を探すと主張するものになった。もちろん、その根本的に改造された思想の具体像を彼は提示しなかった。それは代議制を支える近代西洋の思想そのものなのか、それとも別のものなのか、さまざまな可能性を伴いながら結局未確定のままであった。一方、大隈において、中央集権なのか、それとも連邦制なのかについては、政治制度というより、政治手法の意味合いがより強く感じられる。というのは、彼が連邦制を主張したのは民国初期の分裂危機を回避し、新しい「中心」の出現を待ち、その新中心の下で中央集権を構築し憲政建設を実現するためだからである。言い換えれば、連邦制論は大隈から見れば、憲政導入のための新しい政治の道だったのである。

## おわりに

以上、本稿では、清末における大隈重信の中国憲政論を中心に検討した。彼は皇帝という中国における権力核——中心が憲政においても欠かせないと主張し、その確保及び憲政の前提条件としての中央集権を唱えた。清朝が直面した課題を鋭く指摘した一方、清末の憲政建設について基本的に楽観的な見方を示した。だが、辛亥革命後、憲政が共和国の中で構築されなければならなくなった際、彼は悲観的に転じた。しかし、それでも、なおさまざまな提案を積極的に出していった。連邦制の採用策はその一つである。だが、大隈が自分で明らかにしたように、それは北洋政権に受け入れられなかった。<sup>124</sup> また、彼は清末から政党政治の運用を訴え、地方政党と学問政党の禁止をも勧めた。民国の誕生に伴い、地方政党は必ずしも強力な勢力ではなかったが、より一層暴力的な勢力としての地方軍閥が出現した。同時に、強力なイデオロギー政党とはまだ言えないにせよ、明確な主張や主義を持つ政治勢力としての国民党も表舞台に現れた。こうした状況の中で、民国の憲政はどのように構築したらよかったのであろうか。歴史の結果としての挫折には何があったと観察されたのであろうか。それに答えるには、思想の旅を続け、他の観察者の記述を待たなければならない。

122 ルシアン・ピアンコ（著）、坂野正高（訳）・坪井善明（補訳）『中国革命の起源 1915 - 1949』、東京大学出版会、1989年、13頁。

123 「清国の立憲政治」、『太陽』、第12巻大13号、1906年10月、4頁を参照。

124 「早稲田邸応接室——大隈伯ブライス大使と支那問題を論ず」、115頁。

